

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2022年12月12日提出
【計算期間】	第15特定期間(自 2022年3月16日至 2022年9月15日)
【ファンド名】	米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジあり） 米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジなし）
【発行者名】	岡三アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 塩川 克史
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋二丁目 2 番 1 号
【事務連絡者氏名】	伊藤 智己
【連絡場所】	東京都中央区京橋二丁目 2 番 1 号
【電話番号】	03-3516-1432
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

■ ファンドの目的

ファンドは、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

■ 信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンドについて金500億円を限度として信託金を追加することができます。委託会社は、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

■ ファンドの商品分類

ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のとおり分類されます。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式 債 券
追加型	海 外	不動産投信
	内 外	その他資産 () 資産複合

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

< 為替ヘッジあり >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （ ）	年6回 （隔月）	欧州	ファミリーファ ンド	あり （フルヘッ ジ）
	年12回 （毎月）	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米		なし
その他資産 （投資信託証券（不動 産投信））	その他 （ ）	アフリカ	ファンド・オ ブ・ファンズ	
		中近東 （中東）		
資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

< 為替ヘッジなし >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （ ）	年6回 （隔月）	欧州	ファミリーファ ンド	あり
	年12回 （毎月）	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米		なし
その他資産 （投資信託証券（不動 産投信））	その他 （ ）	アフリカ	ファンド・オ ブ・ファンズ	
		中近東 （中東）		
資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

ファンドは、投資信託証券を主要投資対象とするファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行うため、属性区分におけるファンドの投資対象資産は、「その他資産（投資信託証券）」となり、商品分類における投資対象資産（収益の源泉）である「不動産投信」とは分類・区分が異なります。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義につきましては、下記をご覧ください。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でもご覧いただけます。

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は以下のとおりです。

[商品分類表の定義]

《単位型投信・追加型投信の区分》

- （１）単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- （２）追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

《投資対象地域による区分》

- （１）国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （２）海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （３）内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

《投資対象資産による区分》

- （１）株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （２）債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （３）不動産投信（リート）...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （４）その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記（１）から（３）に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- （５）資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記（１）から（４）に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

《独立した区分》

- （１）MMF（マネー・マネージメント・ファンド）...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- （２）MRF（マネー・リザーブ・ファンド）...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- （３）ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

《補足分類》

- （１）インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- （２）特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、[属性区分表の定義] で《特殊型》の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

[属性区分表の定義]

《投資対象資産による属性区分》

(1) 株式

一般・・・次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。

大型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

一般・・・次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。

公債・・・目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債・・・目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券・・・目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性・・・目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信・・・これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産・・・組入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合・・・以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

《決算頻度による属性区分》

(1) 年1回・・・目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

(2) 年2回・・・目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

(3) 年4回・・・目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

(4) 年6回（隔月）・・・目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

(5) 年12回（毎月）・・・目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。

(6) 日々・・・目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

(7) その他・・・上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

《投資対象地域による属性区分（重複使用可能）》

(1) グローバル・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

(2) 日本・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3) 北米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(4) 欧州・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(5) アジア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除く

アジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (6) オセアニア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東（中東）・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

《投資形態による属性区分》

- (1) ファミリーファンド・・・目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ・・・「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

《為替ヘッジによる属性区分》

- (1) 為替ヘッジあり・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

《インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分》

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数・・・上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

《特殊型》

- (1) ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型／絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記（1）から（3）に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

ファンドの特色

- 1 以下の投資信託証券への投資を通じて、主として米国の取引所に上場（上場予定を含みます。）している不動産投資信託または不動産投資法人が発行する優先証券（以下、「優先リート」といいます。）に実質的に投資します。

米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジあり）

- NB・OAM優先リートファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）
 <運用会社>ニューバーガー・パーマン株式会社
 （投資対象とする「NB・OAM優先リート・マザーファンド」の投資顧問会社）
 ニューバーガー・パーマン・インベストメント・アドバイザーズ・エルエルシー
- マネー・リクイディティ・マザーファンド

米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジなし）

- NB・OAM優先リートファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）
 <運用会社>ニューバーガー・パーマン株式会社
 （投資対象とする「NB・OAM優先リート・マザーファンド」の投資顧問会社）
 ニューバーガー・パーマン・インベストメント・アドバイザーズ・エルエルシー
- マネー・リクイディティ・マザーファンド

優先リートの主な特徴

固定配当	額面に対してあらかじめ配当額が決められています。
相対的に高い利回り	議決権がないこと、償還する権利を発行体が有していること等から、同一発行体の場合、普通リートより高い利回り水準になる傾向があります。
額面償還	原則として、額面で償還されます。
配当の優先	優先リートに対する配当は、普通リートに対する配当よりも優先して支払われます。

※上記は、優先リートの主な特徴を記載したものであり、全てを網羅するものではありません。

優先リートと普通リートの比較

	優先リート	普通リート
議決権	なし	あり
配当額	固定(額面に対し固定)	変動(発行体の業績により変動)
配当利回り	普通リートより高い	優先リートより低い
配当順位	普通リートに優先	優先リートに劣後
法的并済順位 ^(注)	普通リートに優先	優先リートに劣後
価格変動	一般に、普通リートより小さい	一般に、優先リートより大きい
償還	あり (5年以降に可能、原則額面で償還)	なし

(注) 法的并済順位とは、発行体が破たん等となった場合において、債権者等に対する残余財産を并済する順位をいいます。

※ 上図は優先リートと普通リートの一般的な特徴を説明したものであり、実際の特徴をすべて網羅したものではありません。



ニューパーガー・パーマン株式会社は、ニューパーガー・パーマン・グループの一員であり、日本における拠点です。ニューパーガー・パーマン・グループ・エルエルシーは、1939年創業、米国の独立系資産運用会社です。世界の運用拠点にて機関投資家や個人投資家向けに、様々な資産運用サービスを提供しています。

優先リートの実質的な運用は、ニューパーガー・パーマン・インベストメント・アドバイザーズ・エルエルシーが行います。ニューパーガー・パーマン・グループ・エルエルシーの100%子会社であり、グループ内における株式、リート、債券に係る運用部門です。経験豊富な運用プロフェッショナルからなるチームがニューヨークを拠点に運用を行っています。

2 | 投資にあたっては、トップダウン分析、セクター・地域分析、ボトムアップ分析をもとに銘柄の選定を行います。また、個別銘柄の分析においては、経営陣の質や保有資産の価値、財務諸表の健全性、収益力などを基に銘柄の魅力度を総合的に判断します。

3 | ポートフォリオの構築にあたっては、銘柄毎のリスクおよびリターン水準、投資環境、流動性等を勘案して決定します。

4 「為替ヘッジあり」、「為替ヘッジなし」2つのファンドから選べます。

米国優先リートオープン(毎月決算型) (為替ヘッジあり)

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。

米国優先リートオープン(毎月決算型) (為替ヘッジなし)

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

● 分配方針

毎月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき、収益分配を行います。

分配金の支払いイメージ



※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

- 分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。繰越分を含めた配当等収益には、マネー・リクイディティ・マザーファンドの配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。
- 分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。

※分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。

収益分配金に関する留意事項

- ファンドの分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われます。分配金が支払われると、その金額相当分、ファンドの純資産が減少するため、基準価額は下がります。

※分配金の有無や金額は確定したものではありません。

ファンドで分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）の中から支払われる場合と、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合のイメージ



分配対象額 ①経費控除後の配当等収益 ②経費控除後の評価益を含む売買益 ③分配準備積立金 ④収益調整金

分配準備積立金

期中収益(①+②)のうち、決算時に分配に充てずファンド内部に留保した収益を積み立てたもので、次期以降の分配金に充てることができます。

収益調整金

追加購入により、既存投資者の分配対象額が希薄化しないようにするために設けられたものです。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

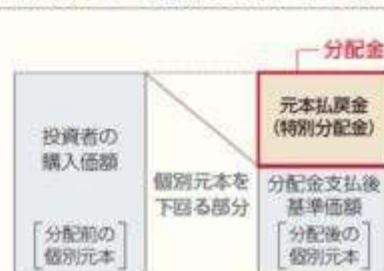
分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金

個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



元本払戻金(特別分配金)

個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

（２）【ファンドの沿革】

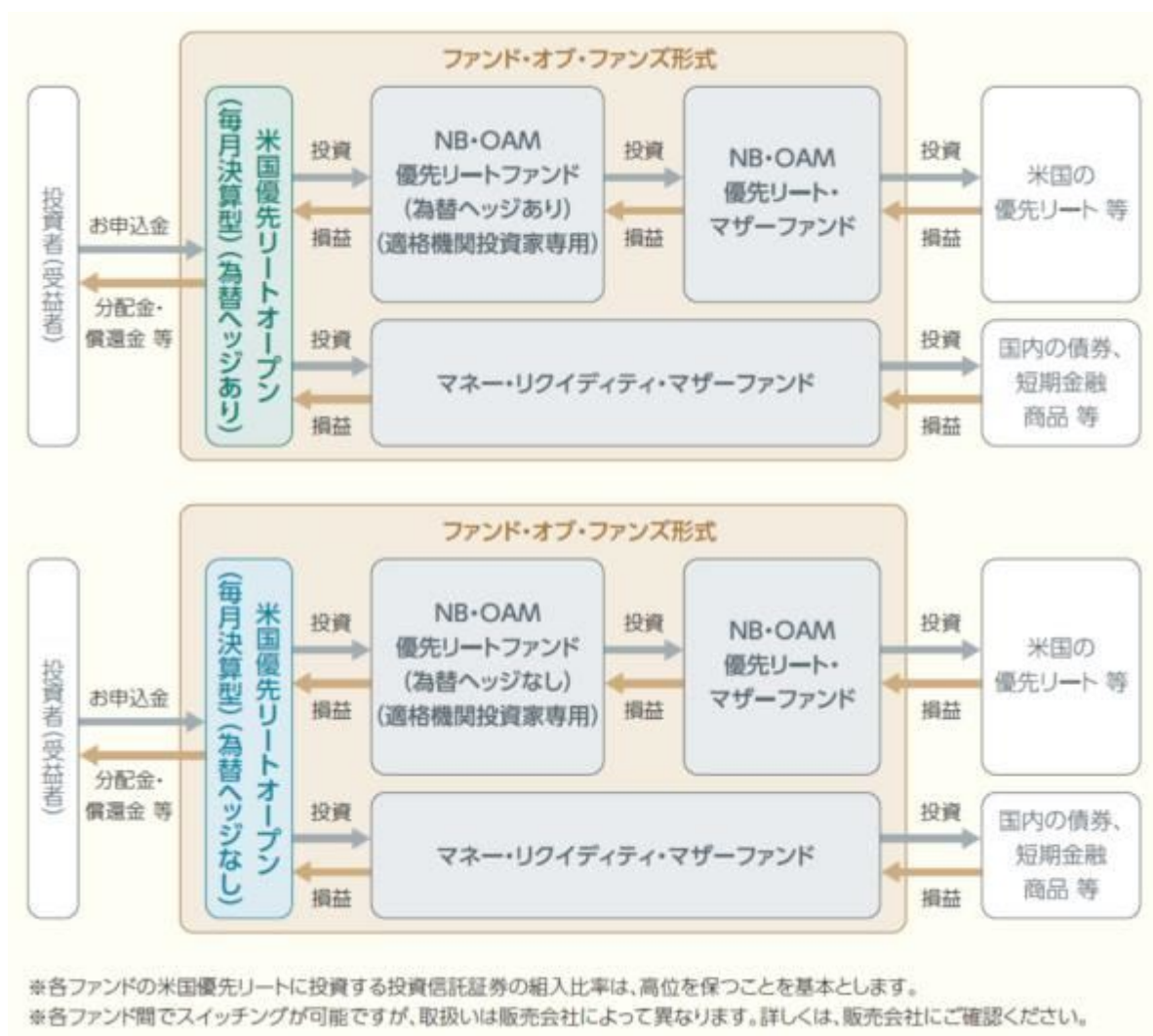
2015年3月20日 投資信託契約締結、設定、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

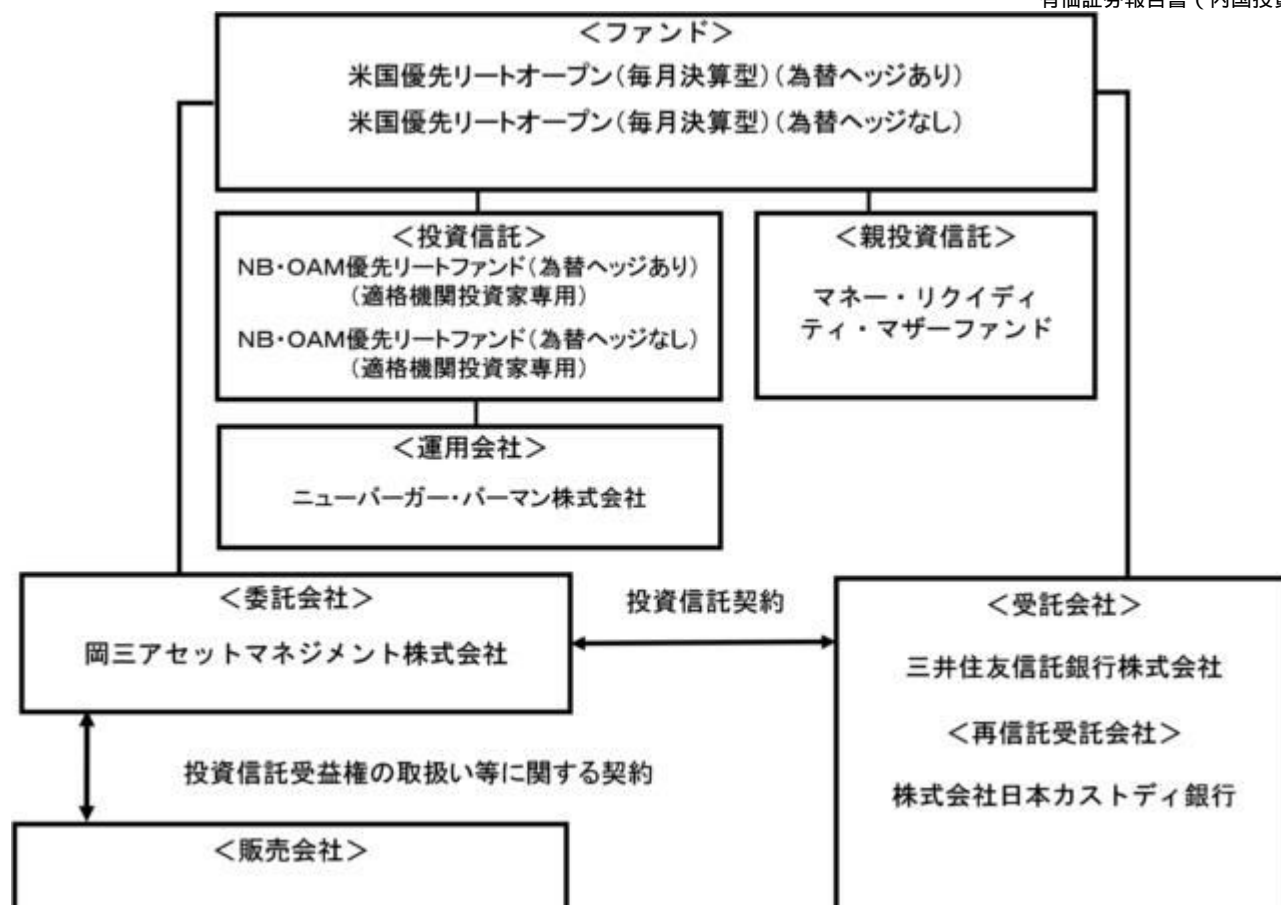
■ ファンド・オブ・ファন্ズの仕組み

ファンドは、ファンド・オブ・ファন্ズ形式で運用します。

ファンド・オブ・ファন্ズ形式とは、他の投資信託証券に投資することにより運用を行う形式です。



■ ファンドの関係法人とその役割



関係法人	役割
委託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の運用指図、投資信託財産の計算（基準価額の計算）、収益分配金、償還金及び解約金の支払い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）および運用報告書の作成・交付等を行います。
受託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の保管・管理・計算、委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分等を行います。
投資対象とする投資信託の運用会社	投資対象とする投資信託の運用を行います。
再信託受託会社	受託会社との再信託契約に基づき、所定の事務を行います。
販売会社	委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」に基づき、受益権の募集の取扱い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）及び運用報告書の交付の取扱い、解約請求の受付、買取請求の受付・実行、収益分配金、償還金及び解約金の支払事務等を行います。

■ 委託会社の概況（2022年11月末日現在）

資本金

60億284千円

委託会社の沿革

1964年10月 6日

1987年 6月27日

「日本投信委託株式会社」設立

第三者割当増資の実施（新資本金 4億5,000万円）

1990年 6月30日	第三者割当増資の実施（新資本金 10億円）
2008年 4月 1日	岡三投資顧問株式会社と合併し、商号を「岡三アセットマネジメント株式会社」に変更
2022年11月30日	第三者割当増資の実施（新資本金 60億284千円）

大株主の状況

名 称	住 所	持株数	持株比率
S B Iファイナンシャルサービシーズ株式会社 株式会社岡三証券グループ	東京都港区六本木一丁目6番1号	577,400株	51.0%
	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	554,701株	49.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

■ 基本方針

ファンドは、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

■ 運用方法

a 投資対象

内国証券投資信託の受益権および親投資信託の受益証券（以下、「投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

b 投資態度

イ．以下の投資信託証券への投資を通じて、主として米国の取引所に上場（上場予定を含みます。）している不動産投資信託または不動産投資法人が発行する優先証券（優先リート）に実質的に投資します。

米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジあり）

・NB・OAM優先リートファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）

（実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。）

・マネー・リクイディティ・マザーファンド

米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジなし）

・NB・OAM優先リートファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）

（実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。）

・マネー・リクイディティ・マザーファンド

ロ．投資にあたっては、トップダウン分析、セクター・地域分析、ボトムアップ分析をもとに銘柄の選定を行います。また、個別銘柄の分析においては、経営陣の質や保有資産の価値、財務諸表の健全性、収益力などを基に銘柄の魅力度を総合的に判断します。

ハ．ポートフォリオの構築にあたっては、銘柄毎のリスクおよびリターン水準、投資環境、流動性等を勘案して決定します。

二．各投資信託証券の合計組入比率は、高位を保つことを基本とします。

ホ．資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

■ 投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券
ロ．金銭債権
ハ．約束手形

- b 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

■ 運用の指図範囲

- a 有価証券

委託会社は、信託金を、主として別に定める投資信託証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限り）に投資することを指図します。

イ．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

ロ．外国または外国の者の発行する証券または証書でイ．の証券の性質を有するもの

ハ．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

ニ．外国法人が発行する譲渡性預金証書

ホ．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。）

米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジあり）

- ・NB・OAM優先リートファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）
- ・マネー・リクイディティ・マザーファンド

米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジなし）

- ・NB・OAM優先リートファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）
- ・マネー・リクイディティ・マザーファンド

- b 金融商品

委託会社は、信託金を、上記の有価証券のほか、以下の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

イ．預金

ロ．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きま

す。）

ハ．コール・ローン

ニ．手形割引市場において売買される手形

ｃ 特別な場合の運用指図

ファンドの設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記の金融商品により運用することの指図ができます。

(参考)投資対象とする投資信託証券の概要

NB・OAM優先リートファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）

NB・OAM優先リートファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）

運用会社	ニューバーガー・バーマン株式会社
基本方針	この投資信託は、NB・OAM優先リート・マザーファンド（以下、「マザーファンド」）への投資を通じて、実質的に主に米国優先リートから構成されるポートフォリオを構築し、安定したインカムゲインの確保による信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
投資対象	NB・OAM優先リート・マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	（為替ヘッジあり） - マザーファンドの受益証券への投資を通じて、主として、米国の金融商品取引所等（これに準じるものを含みます。）に上場（上場予定を含みます。）している不動産投資信託及び不動産投資法人が発行する優先リートへの投資を通じ、安定したインカムリターンの確保による中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。また、普通リートにも投資することがあります。 - 優先リート及び普通リートへの投資割合は、原則として高位を維持します。 - 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。 - マザーファンドの運用にあたり、ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズ・エルエルシーに外貨建資産の運用の指図に係る権限を委託します。 - 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。 （為替ヘッジなし） - マザーファンドの受益証券への投資を通じて、主として、米国の金融商品取引所等（これに準じるものを含みます。）に上場（上場予定を含みます。）している不動産投資信託及び不動産投資法人が発行する優先リートへの投資を通じ、安定したインカムリターンの確保による中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。また、普通リートにも投資することがあります。 - 優先リート及び普通リートへの投資割合は、原則として高位を維持します。 - 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 - マザーファンドの運用にあたり、ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズ・エルエルシーに外貨建資産の運用の指図に係る権限を委託します。 - 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

主要な投資制限	1. マザーファンドの受益証券の投資割合には制限を設けません。 2. 外貨建資産の実質投資割合には制限を設けません。 3. 外貨建資産への直接投資は行ないません。 4. 株式への直接投資は行ないません。 5. デリバティブの直接利用は行ないません。 6. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
マザーファンドの投資対象	米国の金融商品取引所等（これに準じるものを含みます。）に上場（上場予定を含みます。）している不動産投資信託及び不動産投資法人が発行する優先リートを主要投資対象とします。また、普通リートにも投資することがあります。
マザーファンドの投資態度	外貨建資産の運用の指図に係る権限をニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズ・エルエルシーに委託します。 主として米国の金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）している優先リートへの投資を通じ、安定したインカムリターンの確保による中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。また、普通リートにも投資することがあります。 優先リート及び普通リートへの投資割合は、原則として高位を維持します。 組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
決算日、分配方針	年12回、毎月8日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として以下の方針に基き収益分配を行います。 1. 分配対象収益は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。繰越分を含めた配当等収益には、マザーファンドの配当等収益のうち当ファンドに帰属すべき配当等収益を含むものとします。 2. 分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、分配を行わないことがあります。 3. 収益分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。
信託報酬	それぞれの純資産総額に年率0.649%（税抜0.59%）
その他の費用	申込手数料はありません。 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息、投資信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額等を、投資信託財産中から支弁します。

マナー・リクイディティ・マザーファンド

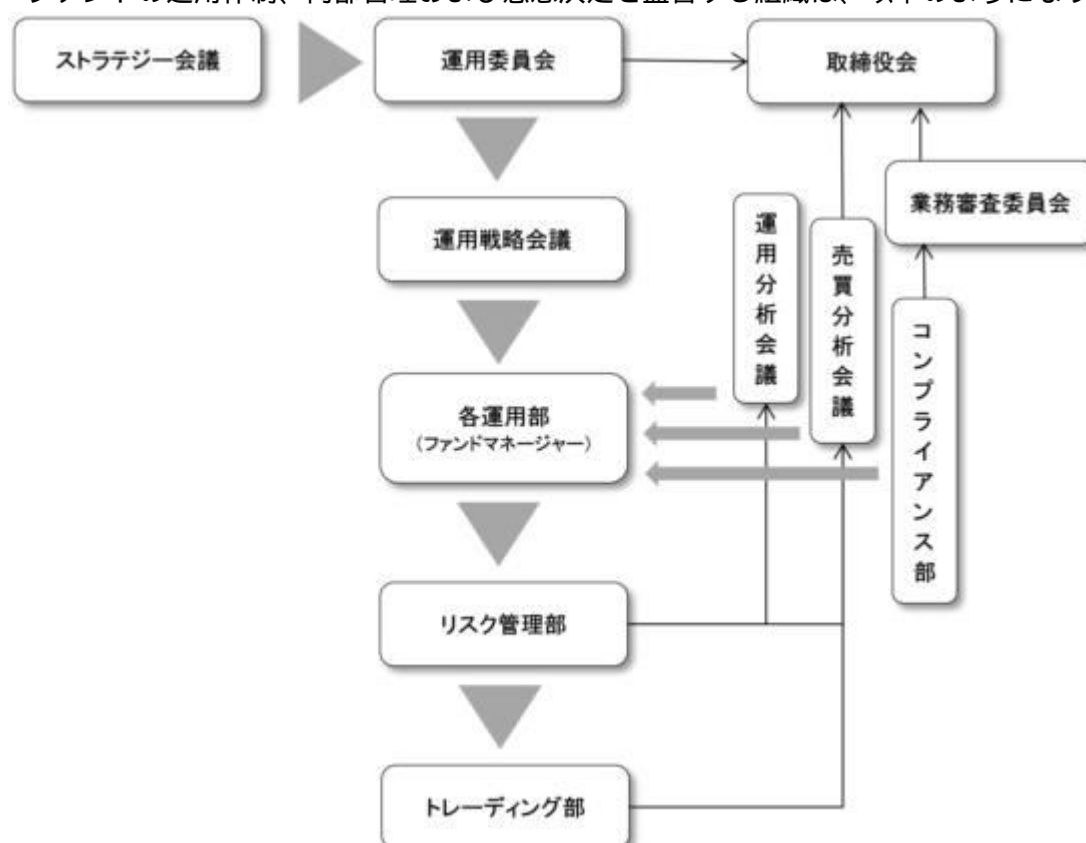
委託会社	岡三アセットマネジメント株式会社
基本方針	安定した収益の確保を図ることを目的として安定運用を行います。
投資対象	わが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。

投資態度	わが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とし、安定した収益の確保を図ることを目的として安定運用を行います。 邦貨建資産の組入れにあたっては、取得時において信用格付業者等から第二位（A-2格相当）以上の格付けを得ており、かつ残存期間が1年未満の短期債、コマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
主要な投資制限	株式への投資は行いません。 外貨建資産への投資は行いません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
決算	毎年7月17日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。 投資信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。
信託報酬	ありません。
その他	・デリバティブ取引等に係る投資制限 デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

（３）【運用体制】

■ 運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織

ファンドの運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織は、以下のようになります。



会議名または部署名	役割
運用委員会 （月1回開催）	運用本部が開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制定及び改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。委員長は審議・検討結果を取締役会へ報告します。
運用戦略会議 （月1回開催）	運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略について検討を行います。
各運用部	ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画に基づいて、運用の指図を行います。また、投資するファンドの運用内容についてモニタリングを行います。
運用分析会議 （月1回開催）	運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、および運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、各運用部にフィードバックを行います。
売買分析会議 （月1回開催）	運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、リスク管理部、トレーディング部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。
業務審査委員会 （原則月1回開催）	運用の指図において発生した事務処理ミスや社内規程等に抵触した事項などについて審議し、判断を行います。委員長はその結果を取締役会へ報告します。
コンプライアンス部 （2～5名程度）	運用業務にかかわる関係法令及び社内諸規則等の遵守状況の点検並びに点検結果に基づく運用本部への指導を行います。
リスク管理部 （5～10名程度）	「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図につき、法令諸規則等に定める運用の指図に関する事項の遵守状況の確認を行います。発注前の検証として、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるのか伝票又はオーダー・マネジメント・システムのコンプライアンスチェック機能を利用して確認を行い、発注後の検証として、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。
トレーディング部 （5～10名程度）	有価証券、デリバティブ取引等の発注に関し、法令諸規則等に基づいて最良執行に努めています。また、運用指図の結果について最良執行の観点からの検証・分析を行います。

■ 社内規程

委託会社では、ファンドの運用に関する社内規程において、運用を行うに当たって遵守すべき事項等を定め、ファンドの商品性に則った適切な運用を行っています。

また、委託会社では、リスク管理規程において、運用に関するリスク管理方針を定め、運用本部及び運用本部から独立した部署が、運用の指図について運用の基本方針や法令諸規則等に照らして適切かどうかのモニタリング・検証を通じて、運用リスクの管理を行っています。

■ ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

「受託会社」または「再信託受託会社」に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。

委託会社は、他の運用会社が運用の指図を行う投資対象ファンドについて、ファンド運営の適切性、運用の継続性等を確認したうえで投資を行うとともに、運用成績等に関するモニタリングを行っています。

運用体制等につきましては、2022年9月末日現在のものであり、変更になることがあります。

（４）【分配方針】

- 毎月15日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき収益分配を行います。

- a 分配対象収益の範囲

繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。繰越分を含めた配当等収益には、マネー・リクイディティ・マザーファンドの配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。

- b 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。

- c 留保益の運用方針

収益分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

- d 収益分配金は、決算日から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて支払いを開始します。

- 分配金再投資コースの場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

- <約款に基づく投資制限>

- 株式への直接投資は行いません。
- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への直接投資は行いません。
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

- 公社債の運用指図

国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と

社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）にかかると運用の指図は、買い現先取引（売戻条件付買入れ）に限り行うことができるものとします。

■ 資金の借入れ

- a 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- c 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。
- d 借入金の利息は、投資信託財産中より支弁します。

< 関係法令に基づく投資制限 >

委託会社は、投資信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

ファンドは、米国の優先リート等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替相場の変動により損失を被ることがあります。

< 投資リスク >

■ 不動産投資信託証券のリスク

・ 価格変動リスク

不動産投資信託証券の価格は、保有不動産等の価値や賃料収入の増減等に加え、市場の需給、政治・経済状況等の影響により変動します。

投資した不動産投資信託証券の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した不動産投資信託証券の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した不動産投資信託証券の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

・ 信用リスク

支払不能や債務超過の状態になった場合、またはそうなることが予想される場合には、市場価格が大幅に下落する可能性があります。このような場合には、ファンドの基準価額が下

落し、損失を被る可能性があります。

- ・ 業績悪化リスク

投資家から集めた資金や金融機関等からの借入金等を不動産に投資して、不動産から得られた利益を投資家に分配（配当）する金融商品です。したがって、不動産賃貸料の減少、不動産の売却損失の発生、借入金の金利負担の増加などにより、利益が減少する可能性があります。

- ・ 自然災害・環境問題等のリスク

実物資産であるオフィスビル、商業施設、賃貸マンション等の不動産に投資を行うことから、地震等の自然災害、火災、環境問題等の予測不可能な偶発事象などにより、ビルや施設等が倒壊、毀損し、大きな損失を被る可能性があります。

- ・ 法律改正・税制の変更等によるリスク

建築規制の強化、不動産にかかる税制の変更などにより、投資対象とする不動産の市場評価額が下落し、損失を被る可能性があります。また、不動産投資信託にかかる税制の変更等により、市場価格が下落する可能性があります。

- ・ 上場廃止リスク

取引所等が定める一定の基準に該当することにより、上場が廃止される可能性があります。

優先リートの固有リスク

- ・ 繰上償還に伴うリスク

一般的に、優先リートには、繰上償還条項が付されていることが多く、繰上償還の実施は発行体が決定することになっています。繰上償還されることを前提として取引されている証券は、市場環境等の要因によって繰上償還が実施されない場合、あるいは実施されないと見込まれる場合には、当該証券の価格が下落することがあります。

- ・ 配当の繰り延べリスク

配当の支払い繰延条項が付されている優先リートには、発行体の財務状況や収益動向等の要因によって、配当の支払いが繰り延べまたは停止される可能性があります。

この場合、期待される配当が得られないこととなり、優先リートの価格が下落する可能性があります。

■ 為替変動リスク

<為替ヘッジあり>

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算額が変動します。

投資対象通貨に対して円高は、外貨建資産の円換算額の減少により、ファンドの基準価額の下落要因となり、投資対象通貨に対して円安は、外貨建資産の円換算額の増加により、ファンドの基準価額の上昇要因となります。

投資対象通貨に対する円高の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を目指しますが、為替ヘッジの対象となる外貨建資産は市況動向により変動することから、為替変動リスクを完全にヘッジすることはできません。

<為替ヘッジなし>

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算額が変動します。

投資対象通貨に対して円高は、外貨建資産の円換算額の減少により、ファンドの基準価額の下落要因となり、投資対象通貨に対して円安は、外貨建資産の円換算額の増加により、ファンドの基準価額の上昇要因となります。

投資対象通貨に対する円高の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

ます。

■流動性リスク

市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、取引価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることもあり、基準価額に影響を及ぼす可能性があります。

一般に優先リートは、普通リートと比べ市場規模が小さく取引量も少ないため、流動性リスクも相対的に高い傾向にあります。

基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

<留意事項>

- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・ 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・ ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金の支払が遅延する可能性があります。
- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

<投資リスクに対する管理体制>

- ・ 運用委員会において、運用に関する内規の制定および改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。
- ・ リスク管理部は、投資信託財産の運用の指図につき法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款等（以下、「法令諸規則等」という。）に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認します。

リスク管理部は、原則として日々、次に掲げる方法による検証を行います。

運用の指図に関する帳票の確認

検証システムにより抽出される運用の実施状況に関するデータの確認

その他検証を行うために必要な行為

発注前の検証は、運用実施に関する内規に基づき、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるかどうか伝票又はオーダー・マネジメント・システムのコンプライアンスチェック機能を利用して確認を行います。発注後の検証は、運用指図結果の適法性又は

適正性について確認を行います。

- ・ 流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。
- ・ 運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行います。

(参考情報)

米国優先リートオープン(毎月決算型) (為替ヘッジあり)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



* 分配金再投資基準価額は、2017年10月末を10,000として指数化しております。

分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額と異なる場合があります。

* 年間騰落率は、2017年10月から2022年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



(%)	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	29.9	42.1	59.8	62.7	5.4	11.4	15.7
最小値	△ 24.2	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 3.7	△ 4.5	△ 9.4
平均値	△ 1.2	7.7	15.7	9.2	0.1	3.4	2.2

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

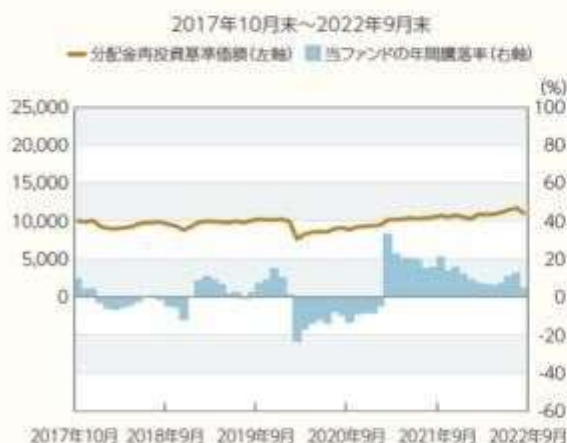
* 2017年10月から2022年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

* 決算日に対応した数値とは異なります。

* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

米国優先リートオープン(毎月決算型) (為替ヘッジなし)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



* 分配金再投資基準価額は、2017年10月末を10,000として指数化しております。

分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額と異なる場合があります。

* 年間騰落率は、2017年10月から2022年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



(%)	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	33.4	42.1	59.8	62.7	5.4	11.4	15.7
最小値	△ 23.6	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 3.7	△ 4.5	△ 9.4
平均値	3.1	7.7	15.7	9.2	0.1	3.4	2.2

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

* 2017年10月から2022年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

* 決算日に対応した数値とは異なります。

* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指数

日 本 株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI-KOKUSAIインデックス (配当込み、円ベース) は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・ マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース) は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。
先進国債	FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ ボンド・インデックス・ エマージング・ マーケット・グローバル・ ディバースファイド (円ベース)	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース) は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込金額（取得申込日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額

手数料率の上限は、3.3%（税抜3.0%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

申込手数料は、ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。

「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先（照会先）

岡三アセットマネジメント株式会社 フリーダイヤル 0120-048-214

（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.okasan-am.jp>

「米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジあり）」もしくは「米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジなし）」の受益者が、各ファンド間でのスイッチング（乗換え）により、同一の販売会社でファンドを買付ける場合には、申込手数料の一部又は全部の割引を受けられる場合があります。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

（２）【換金（解約）手数料】

ありません。

ただし、ご換金時には、1口当たり、解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.3%が信託財産留保額として控除されます。

（３）【信託報酬等】

■ 信託報酬の総額及びその配分

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年率1.133%（税抜1.03%）を乗じて得た額とします。信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。

信託報酬は、「委託会社」、「販売会社」及び「受託会社」の間で次のように配分します。

委託会社	年率0.44%（税抜0.40%）	委託した資金の運用の対価です。
販売会社	年率0.66%（税抜0.60%）	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。
受託会社	年率0.033%（税抜0.03%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。

< 実質的な信託報酬の総額 >

各ファンドが組入れる「NB・OAM優先リートファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）」および「NB・OAM優先リートファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）」（以下、両ファンドを「投資信託証券」といいます。）の信託報酬は、計算期間を通じて毎日、当該投資信託証券の投資信託財産の純資産総額にそれぞれ年率0.649%（税抜0.59%）を乗じて得た額です。

「マネー・リクイディティ・マザーファンド」には、信託報酬はありません。

各ファンドは投資信託証券を組入れて運用を行いますので、ファンドの信託報酬に当該投資信託証券の信託報酬を含めた実質的な信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額にそれぞれ年率1.782%（税抜1.62%）程度を乗じて得た額となります。

実質的な信託報酬の総額は目安であり、組入れた投資信託証券の実際の組入比率により変動します。

■ 信託報酬の支払い時期

毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

（４）【その他の手数料等】

- ファンドの組入有価証券の売買委託手数料は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。また、投資対象とする投資信託証券の組入有価証券の売買委託手数料等を間接的にご負担いただきます。
- ファンドの財務諸表の監査費用は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.0132%（税抜0.012%）を乗じて得た額とし、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。
- ファンドの解約に伴う支払資金の手当て又は再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的とした借入金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。
- ファンドの投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。なお、投資対象とする投資信託に係る前記の費用等、海外における資産の保管等に要する費用等につきましては、間接的に受益者の負担となります。

その他の手数料等につきましては、財務諸表の監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。なお、優先リートは市場の需給により価格形成されるため、優先リーートの費用は表示しておりません。

（５）【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度、未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。

■ 個人受益者に対する課税

収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告による総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

償還金および解約金に対する課税

償還価額および解約価額から取得費（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）をご利用の場合には、原則として確定申告は不要です。

償還時および解約時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能です。

償還時および解約時の差益（譲渡益）については、他の上場株式等の譲渡損と相殺することができ、損益通算が可能となります。

また、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得および譲渡所得等との損益通算も可能です。

2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1%相当額）がかかります。

期間	税率
2014年1月1日以降 2037年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）

2038年1月1日以降	20%（所得税15%、地方税5%）
-------------	-------------------

■ 法人受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに償還時及び解約時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1%相当額）がかかります。

期間	税率
2014年1月1日以降 2037年12月31日まで	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
2038年1月1日以降	15%（所得税15%）

普通分配金、元本払戻金（特別分配金）とは

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」があります。

基準価額（分配落）が受益者の個別元本と同額の場合または上回っている場合には、分配金の全額が普通分配金となります。

基準価額（分配落）が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。元本払戻金（特別分配金）は、元本の一部払戻しに相当し、非課税扱いとなります。

個別元本とは

個別元本とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均されます。

ただし、複数の販売会社でファンドを買付けた場合は、販売会社ごとに個別元本の算出が行われます。

また、同一販売会社であっても、複数口座でファンドを買付けた場合には口座ごとに、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」を併用する場合にはコースごとに、個別元本の算出が行われることがあります。

受益者が、元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、個別元本は、分配金発生時の個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額となります。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

■ その他

- ・ 配当控除の適用はありません。
- ・ 買取請求による換金の場合の課税上の取扱い及び損益通算等につきましては、取得申込みを取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記の内容は2022年9月末日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合には変更になることがあります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

2022年 9月30日現在の運用状況は、以下の通りです。

投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。また、小数点以下第3位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

（１）【投資状況】

米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジあり）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	95,825,809	97.78
親投資信託受益証券	日本	244,815	0.25
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	—	1,934,642	1.97
合計（純資産総額）		98,005,266	100.00

米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジなし）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	1,130,771,386	98.32
親投資信託受益証券	日本	3,441,336	0.30
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	—	15,846,065	1.38
合計（純資産総額）		1,150,058,787	100.00

（参考）マネー・リクイディティ・マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
特殊債券	日本	341,170,799	99.39
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	—	2,077,352	0.61
合計（純資産総額）		343,248,151	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジあり）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	投資信託受益証券	N B ・ O A M優先リートファンド （為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）	150,032,581	0.6914	103,732,526	0.6387	95,825,809	97.78
2	日本	親投資信託受益証券	マネー・リクイディティ・マザー ファンド	244,913	0.9997	244,840	0.9996	244,815	0.25

（種類別投資比率）

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	97.78
親投資信託受益証券	0.25
合計	98.03

米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジなし）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	投資信託受益証券	N B ・ O A M優先リートファンド （為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）	1,275,833,675	0.9417	1,201,452,571	0.8863	1,130,771,386	98.32
2	日本	親投資信託受益証券	マネー・リクイディティ・マザー ファンド	3,442,714	0.9997	3,441,682	0.9996	3,441,336	0.30

（種類別投資比率）

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.32
親投資信託受益証券	0.30
合計	98.62

（参考）マネー・リクイディティ・マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	利率 （％）	償還期限	投資 比率 （％）
1	日本	特殊債券	第４２回政府保証地方公共団体 金融機構債券	56,000,000	100.10	56,061,459	100.10	56,061,459	0.805	2022年11 月14日	16.33

2	日本	特殊債券	第51回政府保証地方公共団体金融機構債券	50,000,000	100.75	50,376,860	100.75	50,376,860	0.835	2023年8月14日	14.68
3	日本	特殊債券	第2回政府保証新関西国際空港債券	50,000,000	100.69	50,346,144	100.69	50,346,144	0.882	2023年6月27日	14.67
4	日本	特殊債券	第182回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	50,000,000	100.30	50,153,740	100.30	50,153,740	0.834	2023年1月31日	14.61
5	日本	特殊債券	第180回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	50,000,000	100.19	50,095,300	100.19	50,095,300	0.734	2022年12月28日	14.59
6	日本	特殊債券	第175回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	50,000,000	100.07	50,035,220	100.07	50,035,220	0.791	2022年10月31日	14.58
7	日本	特殊債券	第19回政府保証株式会社日本政策投資銀行社債	30,000,000	100.33	30,100,455	100.33	30,100,455	0.668	2023年3月15日	8.77
8	日本	特殊債券	第41回政府保証地方公共団体金融機構債券	4,000,000	100.04	4,001,621	100.04	4,001,621	0.791	2022年10月18日	1.17

（種類別投資比率）

種類	投資比率（％）
特殊債券	99.39
合計	99.39

【投資不動産物件】

米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジあり）

該当事項はありません。

米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジなし）

該当事項はありません。

（参考）マネー・リクイディティ・マザーファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジあり）

該当事項はありません。

米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジなし）

該当事項はありません。

（参考）マネー・リクイディティ・マザーファンド

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジあり）

	純資産総額(円)		基準価額（円） （1口当たり）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末（2015年 9月15日）	112,425,436	113,366,640	0.9643	0.9723
第2特定期間末（2016年 3月15日）	72,846,095	73,966,215	0.9693	0.9813
第3特定期間末（2016年 9月15日）	399,729,167	402,459,188	0.9904	1.0024
第4特定期間末（2017年 3月15日）	354,226,692	359,184,744	0.9323	0.9443
第5特定期間末（2017年 9月15日）	272,813,127	276,784,052	0.9521	0.9641
第6特定期間末（2018年 3月15日）	222,125,597	225,271,357	0.8937	0.9057
第7特定期間末（2018年 9月18日）	167,358,436	169,807,684	0.9021	0.9141
第8特定期間末（2019年 3月15日）	138,805,063	140,789,192	0.8915	0.9035
第9特定期間末（2019年 9月17日）	145,988,756	147,938,537	0.8906	0.9026
第10特定期間末（2020年 3月16日）	246,061,806	249,863,458	0.7279	0.7399
第11特定期間末（2020年 9月15日）	258,682,405	262,666,473	0.7863	0.7983
第12特定期間末（2021年 3月15日）	223,277,935	226,710,540	0.8222	0.8342
第13特定期間末（2021年 9月15日）	168,506,978	171,312,260	0.8368	0.8488
第14特定期間末（2022年 3月15日）	146,868,888	149,248,655	0.7590	0.7710
第15特定期間末（2022年 9月15日）	112,186,033	114,276,050	0.6896	0.7016
2021年 9月末日	168,061,909	—	0.8346	—
10月末日	168,270,815	—	0.8370	—
11月末日	164,670,817	—	0.8191	—
12月末日	164,706,938	—	0.8233	—
2022年 1月末日	160,176,019	—	0.8006	—
2月末日	151,097,301	—	0.7808	—
3月末日	153,056,048	—	0.7787	—
4月末日	143,725,666	—	0.7312	—
5月末日	130,981,821	—	0.7305	—
6月末日	121,494,151	—	0.6986	—
7月末日	120,834,427	—	0.7267	—
8月末日	119,662,040	—	0.7197	—
9月末日	98,005,266	—	0.6372	—

米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジなし）

		純資産総額(円)		基準価額（円） （1口当たり）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末	(2015年 9月15日)	17,271,016,204	17,482,436,622	0.9649	0.9769
第2特定期間末	(2016年 3月15日)	6,087,845,479	6,324,538,358	0.9169	0.9349
第3特定期間末	(2016年 9月15日)	4,158,418,559	4,251,859,854	0.8470	0.8650
第4特定期間末	(2017年 3月15日)	4,091,903,745	4,174,880,791	0.8971	0.9151
第5特定期間末	(2017年 9月15日)	3,412,847,297	3,488,054,564	0.8821	0.9001
第6特定期間末	(2018年 3月15日)	2,340,481,588	2,399,165,289	0.7992	0.8172
第7特定期間末	(2018年 9月18日)	2,104,063,406	2,151,635,586	0.8522	0.8702
第8特定期間末	(2019年 3月15日)	1,735,466,796	1,776,296,234	0.8520	0.8700
第9特定期間末	(2019年 9月17日)	1,734,317,451	1,769,925,892	0.8294	0.8474
第10特定期間末	(2020年 3月16日)	1,736,358,274	1,779,764,183	0.6690	0.6870
第11特定期間末	(2020年 9月15日)	2,037,975,733	2,087,662,120	0.7156	0.7336
第12特定期間末	(2021年 3月15日)	2,116,010,995	2,166,691,870	0.7671	0.7851
第13特定期間末	(2021年 9月15日)	1,735,978,455	1,780,934,830	0.7790	0.7970
第14特定期間末	(2022年 3月15日)	1,313,007,227	1,346,548,475	0.7588	0.7768
第15特定期間末	(2022年 9月15日)	1,232,107,935	1,260,965,703	0.8445	0.8625
	2021年 9月末日	1,759,972,548	—	0.7931	—
	10月末日	1,633,662,870	—	0.8066	—
	11月末日	1,492,221,151	—	0.7897	—
	12月末日	1,472,311,653	—	0.8030	—
	2022年 1月末日	1,393,632,900	—	0.7833	—
	2月末日	1,340,174,936	—	0.7634	—
	3月末日	1,384,180,433	—	0.8045	—
	4月末日	1,377,187,748	—	0.7990	—
	5月末日	1,371,737,491	—	0.7977	—
	6月末日	1,332,903,296	—	0.8129	—
	7月末日	1,249,914,646	—	0.8326	—
	8月末日	1,264,547,647	—	0.8508	—
	9月末日	1,150,058,787	—	0.7953	—

【分配の推移】

米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジあり）

	期間	分配金 （1口当たり）
第1特定期間	2015年 3月20日～2015年 9月15日	0.0080円

第2特定期間	2015年 9月16日～2016年 3月15日	0.0120円
第3特定期間	2016年 3月16日～2016年 9月15日	0.0120円
第4特定期間	2016年 9月16日～2017年 3月15日	0.0120円
第5特定期間	2017年 3月16日～2017年 9月15日	0.0120円
第6特定期間	2017年 9月16日～2018年 3月15日	0.0120円
第7特定期間	2018年 3月16日～2018年 9月18日	0.0120円
第8特定期間	2018年 9月19日～2019年 3月15日	0.0120円
第9特定期間	2019年 3月16日～2019年 9月17日	0.0120円
第10特定期間	2019年 9月18日～2020年 3月16日	0.0120円
第11特定期間	2020年 3月17日～2020年 9月15日	0.0120円
第12特定期間	2020年 9月16日～2021年 3月15日	0.0120円
第13特定期間	2021年 3月16日～2021年 9月15日	0.0120円
第14特定期間	2021年 9月16日～2022年 3月15日	0.0120円
第15特定期間	2022年 3月16日～2022年 9月15日	0.0120円

米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジなし）

	期間	分配金 （1口当たり）
第1特定期間	2015年 3月20日～2015年 9月15日	0.0120円
第2特定期間	2015年 9月16日～2016年 3月15日	0.0180円
第3特定期間	2016年 3月16日～2016年 9月15日	0.0180円
第4特定期間	2016年 9月16日～2017年 3月15日	0.0180円
第5特定期間	2017年 3月16日～2017年 9月15日	0.0180円
第6特定期間	2017年 9月16日～2018年 3月15日	0.0180円
第7特定期間	2018年 3月16日～2018年 9月18日	0.0180円
第8特定期間	2018年 9月19日～2019年 3月15日	0.0180円
第9特定期間	2019年 3月16日～2019年 9月17日	0.0180円
第10特定期間	2019年 9月18日～2020年 3月16日	0.0180円
第11特定期間	2020年 3月17日～2020年 9月15日	0.0180円
第12特定期間	2020年 9月16日～2021年 3月15日	0.0180円
第13特定期間	2021年 3月16日～2021年 9月15日	0.0180円
第14特定期間	2021年 9月16日～2022年 3月15日	0.0180円
第15特定期間	2022年 3月16日～2022年 9月15日	0.0180円

【収益率の推移】

米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジあり）

	期間	収益率（％）
第1特定期間	2015年 3月20日～2015年 9月15日	2.8

第2特定期間	2015年 9月16日～2016年 3月15日	1.8
第3特定期間	2016年 3月16日～2016年 9月15日	3.4
第4特定期間	2016年 9月16日～2017年 3月15日	4.7
第5特定期間	2017年 3月16日～2017年 9月15日	3.4
第6特定期間	2017年 9月16日～2018年 3月15日	4.9
第7特定期間	2018年 3月16日～2018年 9月18日	2.3
第8特定期間	2018年 9月19日～2019年 3月15日	0.2
第9特定期間	2019年 3月16日～2019年 9月17日	1.2
第10特定期間	2019年 9月18日～2020年 3月16日	16.9
第11特定期間	2020年 3月17日～2020年 9月15日	9.7
第12特定期間	2020年 9月16日～2021年 3月15日	6.1
第13特定期間	2021年 3月16日～2021年 9月15日	3.2
第14特定期間	2021年 9月16日～2022年 3月15日	7.9
第15特定期間	2022年 3月16日～2022年 9月15日	7.6

（注）収益率は期間騰落率です。小数点以下第2位を四捨五入しております。

米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジなし）

	期間	収益率（％）
第1特定期間	2015年 3月20日～2015年 9月15日	2.3
第2特定期間	2015年 9月16日～2016年 3月15日	3.1
第3特定期間	2016年 3月16日～2016年 9月15日	5.7
第4特定期間	2016年 9月16日～2017年 3月15日	8.0
第5特定期間	2017年 3月16日～2017年 9月15日	0.3
第6特定期間	2017年 9月16日～2018年 3月15日	7.4
第7特定期間	2018年 3月16日～2018年 9月18日	8.9
第8特定期間	2018年 9月19日～2019年 3月15日	2.1
第9特定期間	2019年 3月16日～2019年 9月17日	0.5
第10特定期間	2019年 9月18日～2020年 3月16日	17.2
第11特定期間	2020年 3月17日～2020年 9月15日	9.7
第12特定期間	2020年 9月16日～2021年 3月15日	9.7
第13特定期間	2021年 3月16日～2021年 9月15日	3.9
第14特定期間	2021年 9月16日～2022年 3月15日	0.3
第15特定期間	2022年 3月16日～2022年 9月15日	13.7

（注）収益率は期間騰落率です。小数点以下第2位を四捨五入しております。

（４）【設定及び解約の実績】

米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジあり）

期間	設定数量（口）	解約数量（口）
----	---------	---------

第1特定期間	121,804,650	5,211,090
第2特定期間	18,737,129	60,176,539
第3特定期間	369,252,063	40,784,225
第4特定期間	35,777,343	59,435,753
第5特定期間	35,842,507	129,274,025
第6特定期間	0	37,982,658
第7特定期間	12,762,846	75,800,723
第8特定期間	0	29,816,197
第9特定期間	28,675,655	20,450,283
第10特定期間	196,255,044	22,136,697
第11特定期間	0	9,049,774
第12特定期間	8,888,844	66,324,159
第13特定期間	0	70,182,095
第14特定期間	645,412	8,512,811
第15特定期間	3,061,044	33,877,552

米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジなし）

期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第1特定期間	18,106,250,588	206,375,068
第2特定期間	748,082,964	12,008,689,079
第3特定期間	887,203,520	2,616,821,163
第4特定期間	1,132,877,637	1,481,183,929
第5特定期間	349,331,328	1,041,552,401
第6特定期間	99,331,072	1,039,757,461
第7特定期間	149,581,996	609,257,556
第8特定期間	73,807,081	505,994,444
第9特定期間	351,774,657	297,450,491
第10特定期間	913,537,762	409,211,366
第11特定期間	404,252,915	151,900,264
第12特定期間	140,891,110	230,404,407
第13特定期間	324,348,053	854,285,576
第14特定期間	50,137,364	548,157,857
第15特定期間	364,678,836	636,049,785

参考情報

2022年9月30日現在

運用実績

米国優先リートオープン(毎月決算型)(為替ヘッジあり)

● 基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しております。

※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

● 分配金の推移

2022年 9月	20円
2022年 8月	20円
2022年 7月	20円
2022年 6月	20円
2022年 5月	20円
直近1年累計	240円
設定来累計	1,760円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

● 主な資産の状況

組入ファンド

ファンド名	純資産比率
NB・OAM優先リートファンド(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)	97.78%
マネー・リクイディティ・マザーファンド	0.25%

組入上位銘柄 ※組入銘柄は、上位10銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

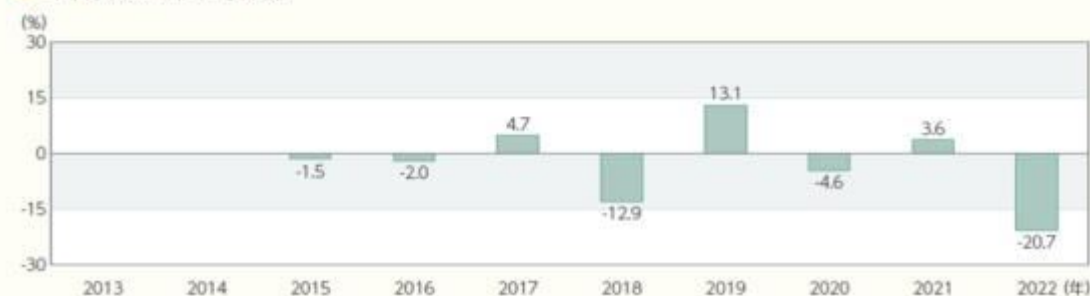
NB・OAM優先リート・マザーファンド

銘柄名	純資産比率
アースタッド・ビドル・プロパティーズ	5.8%
ハーシャ・ホスピタリティ・トラスト	4.8%
スピリット・リアルティ・キャピタル	4.7%
キムコ・リアルティ	4.6%
ボルネード・リアルティ・トラスト	3.7%
ソール・センターズ	3.6%
デジタル・リアルティ・トラスト	3.4%
ペブルブルック・ホテル・トラスト	3.4%
サミット・ホテル・プロパティーズ	3.3%
バブリック・ストレージ	3.1%

※比率はNB・OAM優先リート・マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

※投資対象ファンドの実質的な運用会社であるニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズ・エルエルシーのデータを基に岡三アセットマネジメントが作成しています。

● 年間収益率の推移



※ファンドにはベンチマークはありません。

※2015年はファンドの設定日から年末まで、2022年は9月末までの収益率を示しています。

※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに算出しています。

過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

○
ファンドの
目的・特色

○
投資
リスク

○
運用実績

○
手続・
手数料等

2022年9月30日現在

運用実績

米国優先リートオープン(毎月決算型)(為替ヘッジなし)

● 基準価額・純資産の推移

2015年3月20日～2022年9月30日



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しております。

※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

● 分配金の推移

2022年 9月	30円
2022年 8月	30円
2022年 7月	30円
2022年 6月	30円
2022年 5月	30円
直近1年累計	360円
設定来累計	2,640円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

● 主な資産の状況

組入ファンド

ファンド名	純資産比率
NB・OAM優先リートファンド(為替ヘッジなし)(適格機関投資家専用)	98.32%
マネー・リクイディティ・マザーファンド	0.30%

組入上位銘柄 ※組入銘柄は、上位10銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

NB・OAM優先リート・マザーファンド

銘柄名	純資産比率
アースタッド・ビドル・プロパティーズ	5.8%
ハーシャ・ホスピタリティ・トラスト	4.8%
スピリット・リアルティ・キャピタル	4.7%
キムコ・リアルティ	4.6%
ボルネード・リアルティ・トラスト	3.7%
ソール・センターズ	3.6%
デジタル・リアルティ・トラスト	3.4%
ペブルブルック・ホテル・トラスト	3.4%
サミット・ホテル・プロパティーズ	3.3%
パブリック・ストレージ	3.1%

※比率はNB・OAM優先リート・マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

※投資対象ファンドの実質的な運用会社であるニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズ・エルエルシーのデータを基に岡三アセットマネジメントが作成しています。

● 年間収益率の推移



※ファンドにはベンチマークはありません。

※2015年はファンドの設定日から年末まで、2022年は9月末までの収益率を示しています。

※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに算出しています。

過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

○
ファンドの
目的・特色

○
投資
リスク

○
運用実績

○
手続・
手数料等

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

■ 取得申込受付日

取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に行うことができます。

ただし、投資対象とする投資信託証券にかかる取得申込みの受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することや、すでに受付けた取得申込みの受付を取消することがあります。

■ 取得申込不可日

以下に該当する日は、「申込不可日」として、取得申込みの受付を行いません。

- ・ ニューヨークの取引所もしくは銀行の休業日

「申込不可日」につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

また、委託会社のホームページにも、掲載いたします。

■ 取得申込受付時間

原則として、午後3時までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取り扱います。この時間を過ぎての申込みは、翌営業日（ただし、申込不可日を除きます。）の取扱いとなります。

■ 取得申込手続

- ・ 取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- ・ 取得申込方法には、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります。ファンドからお支払いする収益分配金のお受取りをご希望される取得申込者は「分配金受取りコース」を、収益分配金を自動的に再投資することをご希望される取得申込者は「分配金再投資コース」をお申込み下さい。
- ・ 「分配金再投資コース」を選択された取得申込者は、販売会社との間で、ファンドに係る累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定するものを含みます。）に基づく収益分配金の再投資等に係る契約を結んでいただきます。また、分配金再投資コースで「定時定額購入サービス」をご利用の取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決めを行っていただきます。
- ・ 申込単位は、販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にご確認ください。
- ・ 1口当たりの発行価格は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。
なお、「分配金再投資コース」の取得申込者が、ファンドに係る累積投資契約（別の名称で同

様の権利義務関係を規定する契約を含みます。)に基づき、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合は、決算日の基準価額とします。

基準価額は、毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。

- ・ 申込代金は、1口当たりの発行価格に申込口数を乗じて得た申込金額に、申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加算した額です。
- ・ 申込代金は、取得申込みを取り扱った販売会社の本・支店等でお支払い下さい。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 申込代金の払込期日については、販売会社が定める期日までにお支払い下さい。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先（照会先）

岡三アセットマネジメント株式会社 フリーダイヤル 0120-048-214

（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.okasan-am.jp>

2【換金（解約）手続等】

■ 換金申込受付日

受益者は、販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に、販売会社を通じて、換金の請求をすることができます。

■ 換金申込不可日

以下に該当する日は、「申込不可日」として、換金申込みの受付を行いません。

- ・ ニューヨークの取引所もしくは銀行の休業日

「申込不可日」につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。
また、委託会社のホームページにも、掲載いたします。

■ 換金申込受付時間

原則として、午後3時までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取り扱います。この時間を過ぎての申込みは、翌営業日（ただし、申込不可日を除きます。）の取扱いとなります。

■ 解約請求制による換金手続

- ・ 受益者は、取得申込みを取り扱った販売会社を通じて委託会社に、販売会社の定める単位をもって、解約の請求をすることができます。
解約単位につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ・ 解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。解約価額については、取得申込みを取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 解約手数料はありません。

- ・ 解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として、7営業日目から販売会社を通じてお支払いします。なお、投資対象とする投資信託証券にかかる解約請求の受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約代金の支払いが遅延する場合があります。

■ 解約請求の受付の中止及び取消

- ・ 投資対象とする投資信託証券にかかる解約請求の受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することや、すでに受付けた解約請求の受付を取消することがあります。
- ・ 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該解約価額は、当該受付再開後の最初の基準価額の計算日（ただし、申込不可日を除きます。）に解約請求を受付けたものとして計算された価額とします。

買取によるご換金については、販売会社にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先（照会先）

岡三アセットマネジメント株式会社 フリーダイヤル 0120-048-214

（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.okasan-am.jp>

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

■ 基準価額の計算方法

基準価額は、投資信託財産に属する資産を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、基準価額は、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

■ 投資信託証券の評価

投資対象とする投資信託証券は、投資信託証券の基準価額で評価します。

■ マザーファンドの評価

投資対象とするマザーファンドは、マザーファンドの基準価額で評価します。

■ 基準価額に関する照会方法等

基準価額は、毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。

お問い合わせ先（照会先）

岡三アセットマネジメント株式会社 フリーダイヤル 0120-048-214

（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.okasan-am.jp>

なお、基準価額は、計算日の翌日付の日本経済新聞に1万口当たりで掲載されます。掲載に関

する権利は株式会社日本経済新聞社にあり、掲載されない場合もあります。また、基準価額は、掲載後変更される場合がありますので、販売会社又は委託会社で確認して下さい。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

信託期間は、2015年3月20日から2025年3月14日までとします。

ただし、投資信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。

また、受益者に有利である場合等は、信託期間を延長することがあります。

（４）【計算期間】

計算期間は、原則として、毎月16日から翌月15日までとします。

また、計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】

■ 投資信託契約の解約（繰上償還）

- a 委託会社は、信託期間中において、この信託を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約することにより受益権口数が5億口を下回ったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b 委託会社は、aの事項について、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c bの書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d bの書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e bからdまでの規定は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であってbからdまでの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

■ 投資信託契約に関する監督官庁の命令

- a 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

- b 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、投資信託約款の変更等の規定にしたがいます。
- 委託会社の登録取消等に伴う取扱い
- a 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b aの規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、投資信託約款の変更等の書面決議で否決された場合を除き、当該他の投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。
- 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い
- a 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。
- 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い
- a 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、投資信託約款の変更等の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- b 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 投資信託約款の変更等
- a 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この投資信託約款は、この投資信託約款の変更等に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b 委託会社は、aの事項（投資信託約款の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c bの書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d bの書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

- e 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f bからeまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g aからfまでの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

■ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、投資信託契約の解約（繰上償還）または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

■ 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、「他の受益者の氏名または名称および住所」、「他の受益者が有する受益権の内容」の開示の請求を行うことはできません。

■ 運用報告書の交付

委託会社は、毎特定期間（原則として、毎年3月16日から9月15日まで、9月16日から翌年3月15日までとします。）終了後および償還時に、期中の運用経過等を記載した交付運用報告書を作成し、知っている受益者に、販売会社を通じて交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

<https://www.okasan-am.jp>

■ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.okasan-am.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

■ 信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することができます。この場合、株式会社日本カストディ銀行は、再信託契約に基づいて所定の事務を行います。

■ 関係法人との契約の更改等に関する手続等

販売会社との契約更改

委託会社は、販売会社との間の「投資信託受益権の取扱い等に関する契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）」に基づき、受益権の募集の取扱い等を販売会社に委託しています。

この契約の有効期間は、契約締結日から1年で、期間満了の3ヵ月前までに委託会社又は販売会社から別段の申し出が無いときは自動的に1年間更新され、その後も同様とします。

変更内容の開示

販売会社との契約または投資信託約款を変更した場合において、委託会社に変更内容について速やかに開示する必要があると認めるときは、有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出することにより、変更内容を開示します。

4【受益者の権利等】

■ ファンドの受益権

受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

■ 収益分配金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、計算期間終了日から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。前記にかかわらず、分配金再投資コースのあるファンドで当該コースを申込んだ受益者に対しては、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し、計算期間終了日の基準価額をもって収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。

受益者が、収益分配金について支払い開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■ 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。

受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）にお支払いします。

■ 換金に係る権利

受益者は、委託会社に対して、解約請求を行う権利を有します。

■ 書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対して、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1.当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2.当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

3.当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15特定期間(2022年 3月16日から2022年 9月15日まで)の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジあり）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第14特定期間末 (2022年 3月15日現在)	第15特定期間末 (2022年 9月15日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	157,951	119,763
コール・ローン	2,036,778	2,355,690
投資信託受益証券	143,897,836	110,200,253
親投資信託受益証券	1,295,140	644,880
流動資産合計	147,387,705	113,320,586
資産合計	147,387,705	113,320,586
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	387,008	325,375
未払解約金	-	693,200
未払受託者報酬	3,795	3,339
未払委託者報酬	126,505	111,310
未払利息	-	2
その他未払費用	1,509	1,327
流動負債合計	518,817	1,134,553
負債合計	518,817	1,134,553
純資産の部		
元本等		
元本	*1 193,504,464	*1 162,687,956
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	46,635,576	50,501,923
（分配準備積立金）	10,859,119	10,409,748
元本等合計	146,868,888	112,186,033
純資産合計	*3 146,868,888	*3 112,186,033
負債純資産合計	147,387,705	113,320,586

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第14特定期間 自 2021年 9月16日 至 2022年 3月15日	第15特定期間 自 2022年 3月16日 至 2022年 9月15日
営業収益		
受取配当金	4,571,786	4,149,507
受取利息	6	4
有価証券売買等損益	16,559,357	14,597,843
営業収益合計	11,987,565	10,448,332
営業費用		
支払利息	165	203
受託者報酬	26,632	21,709
委託者報酬	887,720	723,428
その他費用	10,596	8,630
営業費用合計	925,113	753,970
営業利益又は営業損失（ ）	12,912,678	11,202,302
経常利益又は経常損失（ ）	12,912,678	11,202,302
当期純利益又は当期純損失（ ）	12,912,678	11,202,302
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	138,991	1,012,157
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	32,864,885	46,635,576
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,528,175	9,151,527
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,528,175	9,151,527
剰余金減少額又は欠損金増加額	145,412	737,712
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	145,412	737,712
分配金	*1 2,379,767	*1 2,090,017
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	46,635,576	50,501,923

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項 目	期 別	第15特定期間
		自 2022年 3月16日 至 2022年 9月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法		親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準		受取配当金 原則として、投資信託の分配落ち日に計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項		計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、6ヵ月未満であるため財務諸表を6ヵ月毎に作成しており、2022年 3月16日から2022年 9月15日までを特定期間としております。

（貸借対照表に関する注記）

第14特定期間末 (2022年 3月15日現在)		第15特定期間末 (2022年 9月15日現在)	
*1.	当該特定期間の末日における受益権の総数 193,504,464口	*1.	当該特定期間の末日における受益権の総数 162,687,956口
2.	投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 46,635,576円	2.	投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 50,501,923円
*3.	当該特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 0.7590円 (10,000口当たりの純資産額 7,590円)	*3.	当該特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 0.6896円 (10,000口当たりの純資産額 6,896円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第14特定期間 自 2021年 9月16日 至 2022年 3月15日	第15特定期間 自 2022年 3月16日 至 2022年 9月15日
*1. 分配金の計算過程 第79計算期間(2021年 9月16日～2021年10月15日) 費用控除後の配当等収A 612,629円 益額 費用控除後・繰越欠損B 0円 金補填後の有価証券売 買等損益額 収益調整金額 C 15,778,123円 分配準備積立金額 D 9,917,777円 当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D 26,308,529円 収益額 当ファンドの期末残存F 201,371,863口 口数 10,000口当たり収益分 G=E/F*10,000 1,306円 配対象額 10,000口当たり分配金 H 20円 額 収益分配金金額 I=F*H/10,000 402,743円 第80計算期間(2021年10月16日～2021年11月15日) 費用控除後の配当等収A 608,706円 益額 費用控除後・繰越欠損B 0円 金補填後の有価証券売 買等損益額 収益調整金額 C 15,752,269円 分配準備積立金額 D 10,111,893円 当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D 26,472,868円 収益額 当ファンドの期末残存F 201,041,895口 口数 10,000口当たり収益分 G=E/F*10,000 1,316円 配対象額 10,000口当たり分配金 H 20円 額 収益分配金金額 I=F*H/10,000 402,083円 第81計算期間(2021年11月16日～2021年12月15日) 費用控除後の配当等収A 617,029円 益額 費用控除後・繰越欠損B 0円 金補填後の有価証券売 買等損益額 収益調整金額 C 15,752,269円 分配準備積立金額 D 10,318,516円	*1. 分配金の計算過程 第85計算期間(2022年 3月16日～2022年 4月15日) 費用控除後の配当等収A 612,686円 益額 費用控除後・繰越欠損B 0円 金補填後の有価証券売 買等損益額 収益調整金額 C 15,609,437円 分配準備積立金額 D 10,859,119円 当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D 27,081,242円 収益額 当ファンドの期末残存F 196,565,508口 口数 10,000口当たり収益分 G=E/F*10,000 1,377円 配対象額 10,000口当たり分配金 H 20円 額 収益分配金金額 I=F*H/10,000 393,131円 第86計算期間(2022年 4月16日～2022年 5月16日) 費用控除後の配当等収A 567,732円 益額 費用控除後・繰越欠損B 0円 金補填後の有価証券売 買等損益額 収益調整金額 C 14,239,541円 分配準備積立金額 D 10,140,074円 当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D 24,947,347円 収益額 当ファンドの期末残存F 179,314,597口 口数 10,000口当たり収益分 G=E/F*10,000 1,391円 配対象額 10,000口当たり分配金 H 20円 額 収益分配金金額 I=F*H/10,000 358,629円 第87計算期間(2022年 5月17日～2022年 6月15日) 費用控除後の配当等収A 558,376円 益額 費用控除後・繰越欠損B 0円 金補填後の有価証券売 買等損益額 収益調整金額 C 13,810,198円 分配準備積立金額 D 10,047,266円

第14特定期間 自 2021年 9月16日 至 2022年 3月15日		第15特定期間 自 2022年 3月16日 至 2022年 9月15日	
当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D	26,687,814円	当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D	24,415,840円
収益額		収益額	
当ファンドの期末残存 F	201,041,895口	当ファンドの期末残存 F	173,908,283口
口数		口数	
10,000口当たり収益分 G=E/F*10,000	1,327円	10,000口当たり収益分 G=E/F*10,000	1,403円
配対象額		配対象額	
10,000口当たり分配金 H	20円	10,000口当たり分配金 H	20円
額		額	
収益分配金金額 I=F*H/10,000	402,083円	収益分配金金額 I=F*H/10,000	347,816円
第82計算期間(2021年12月16日～2022年 1月17日)		第88計算期間(2022年 6月16日～2022年 7月15日)	
費用控除後の配当等収 A	707,566円	費用控除後の配当等収 A	632,516円
益額		益額	
費用控除後・繰越欠損 B	0円	費用控除後・繰越欠損 B	0円
金補填後の有価証券売 買等損益額		金補填後の有価証券売 買等損益額	
収益調整金額 C	15,675,829円	収益調整金額 C	13,203,374円
分配準備積立金額 D	10,484,688円	分配準備積立金額 D	9,818,862円
当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D	26,868,083円	当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D	23,654,752円
収益額		収益額	
当ファンドの期末残存 F	200,066,252口	当ファンドの期末残存 F	166,266,858口
口数		口数	
10,000口当たり収益分 G=E/F*10,000	1,342円	10,000口当たり収益分 G=E/F*10,000	1,422円
配対象額		配対象額	
10,000口当たり分配金 H	20円	10,000口当たり分配金 H	20円
額		額	
収益分配金金額 I=F*H/10,000	400,132円	収益分配金金額 I=F*H/10,000	332,533円
第83計算期間(2022年 1月18日～2022年 2月15日)		第89計算期間(2022年 7月16日～2022年 8月15日)	
費用控除後の配当等収 A	595,720円	費用控除後の配当等収 A	637,809円
益額		益額	
費用控除後・繰越欠損 B	0円	費用控除後・繰越欠損 B	0円
金補填後の有価証券売 買等損益額		金補填後の有価証券売 買等損益額	
収益調整金額 C	15,111,106円	収益調整金額 C	13,203,374円
分配準備積立金額 D	10,420,633円	分配準備積立金額 D	10,118,845円
当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D	26,127,459円	当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D	23,960,028円
収益額		収益額	
当ファンドの期末残存 F	192,859,052口	当ファンドの期末残存 F	166,266,858口
口数		口数	
10,000口当たり収益分 G=E/F*10,000	1,354円	10,000口当たり収益分 G=E/F*10,000	1,441円
配対象額		配対象額	
10,000口当たり分配金 H	20円	10,000口当たり分配金 H	20円
額		額	
収益分配金金額 I=F*H/10,000	385,718円	収益分配金金額 I=F*H/10,000	332,533円
第84計算期間(2022年 2月16日～2022年 3月15日)		第90計算期間(2022年 8月16日～2022年 9月15日)	

第14特定期間 自 2021年 9月16日 至 2022年 3月15日			第15特定期間 自 2022年 3月16日 至 2022年 9月15日		
費用控除後の配当等収A	615,492円		費用控除後の配当等収A	528,397円	
益額			益額		
費用控除後・繰越欠損B	0円		費用控除後・繰越欠損B	0円	
金補填後の有価証券売 買等損益額			金補填後の有価証券売 買等損益額		
収益調整金額 C	15,197,249円		収益調整金額 C	12,919,172円	
分配準備積立金額 D	10,630,635円		分配準備積立金額 D	10,206,726円	
当ファンドの分配対象E=A+B+C+D	26,443,376円		当ファンドの分配対象E=A+B+C+D	23,654,295円	
収益額			収益額		
当ファンドの期末残存F	193,504,464口		当ファンドの期末残存F	162,687,956口	
口数			口数		
10,000口当たり収益分G=E/F*10,000	1,366円		10,000口当たり収益分G=E/F*10,000	1,453円	
配対象額			配対象額		
10,000口当たり分配金H	20円		10,000口当たり分配金H	20円	
額			額		
収益分配金金額 I=F*H/10,000	387,008円		収益分配金金額 I=F*H/10,000	325,375円	

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

期 別	第14特定期間 自 2021年 9月16日 至 2022年 3月15日	第15特定期間 自 2022年 3月16日 至 2022年 9月15日
項 目		
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「（４）附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カウンターリスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。	同左

期 別 項 目	第14特定期間 自 2021年 9月16日 至 2022年 3月15日	第15特定期間 自 2022年 3月16日 至 2022年 9月15日
3.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、リスク管理部及びコンプライアンス部において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。	同左

2.金融商品の時価等に関する事項

期 別 項 目	第14特定期間末 (2022年 3月15日現在)	第15特定期間末 (2022年 9月15日現在)
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第14特定期間 自 2021年 9月16日 至 2022年 3月15日	第15特定期間 自 2022年 3月16日 至 2022年 9月15日
該当事項はありません。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

第15特定期間 自 2022年 3月16日 至 2022年 9月15日
該当事項はありません。

（その他の注記）

1. 元本の移動

第14特定期間末 (2022年 3月15日現在)	第15特定期間末 (2022年 9月15日現在)
投資信託財産に係る元本の状況	投資信託財産に係る元本の状況
期首元本額 201,371,863円	期首元本額 193,504,464円
期中追加設定元本額 645,412円	期中追加設定元本額 3,061,044円
期中一部解約元本額 8,512,811円	期中一部解約元本額 33,877,552円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の最終の計算期間の損益に含まれた評価差額

第14特定期間末（2022年 3月15日現在）

（単位：円）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	3,271,536
親投資信託受益証券	-
合計	3,271,536

第15特定期間末（2022年 9月15日現在）

（単位：円）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	10,312,346
親投資信託受益証券	-
合計	10,312,346

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

1. 有価証券明細表
株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	N B ・ O A M優先リートファンド （為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）	159,387,118	110,200,253	
	計	銘柄数：1	159,387,118	110,200,253	
		組入時価比率：98.2%		100.0%	
	投資信託受益証券合計				110,200,253
親投資信託受益証券	日本円	マネー・リクイディティ・マザー ファンド	645,074	644,880	
	計	銘柄数：1	645,074	644,880	
		組入時価比率：0.6%		100.0%	
	親投資信託受益証券合計				644,880
合計				110,845,133	

(注)1. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

2. 親投資信託受益証券及び投資信託受益証券の券面総額欄には、口数を表示しております。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

【米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジなし）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第14特定期間末 (2022年 3月15日現在)	第15特定期間末 (2022年 9月15日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	1,160,208	1,436,262
コール・ローン	14,960,845	28,250,786
投資信託受益証券	1,291,624,127	1,210,098,553
親投資信託受益証券	13,944,816	6,942,031
流動資産合計	1,321,689,996	1,246,727,632
資産合計	1,321,689,996	1,246,727,632
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	5,191,100	4,376,988
未払解約金	2,327,521	9,013,994
未払受託者報酬	33,516	35,374
未払委託者報酬	1,117,173	1,179,106
未払利息	6	34
その他未払費用	13,453	14,201
流動負債合計	8,682,769	14,619,697
負債合計	8,682,769	14,619,697
純資産の部		
元本等		
元本	*1 1,730,366,985	*1 1,458,996,036
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	417,359,758	226,888,101
（分配準備積立金）	24,553,532	18,132,648
元本等合計	1,313,007,227	1,232,107,935
純資産合計	*3 1,313,007,227	*3 1,232,107,935
負債純資産合計	1,321,689,996	1,246,727,632

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第14特定期間 自 2021年 9月16日 至 2022年 3月15日	第15特定期間 自 2022年 3月16日 至 2022年 9月15日
営業収益		
受取配当金	40,347,954	34,276,501
受取利息	81	59
有価証券売買等損益	24,863,124	146,471,641
営業収益合計	15,484,911	180,748,201
営業費用		
支払利息	2,191	3,731
受託者報酬	246,922	220,953
委託者報酬	8,230,653	7,365,078
その他費用	99,542	89,437
営業費用合計	8,579,308	7,679,199
営業利益又は営業損失（ ）	6,905,603	173,069,002
経常利益又は経常損失（ ）	6,905,603	173,069,002
当期純利益又は当期純損失（ ）	6,905,603	173,069,002
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	936,568	12,286,730
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	492,409,023	417,359,758
剰余金増加額又は欠損金減少額	113,477,305	127,280,527
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	113,477,305	127,280,527
剰余金減少額又は欠損金増加額	10,855,827	68,733,374
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	10,855,827	68,733,374
分配金	*1 33,541,248	*1 28,857,768
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	417,359,758	226,888,101

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項 目	期 別	第15特定期間
		自 2022年 3月16日 至 2022年 9月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法		親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準		受取配当金 原則として、投資信託の分配落ち日に計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項		計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、6ヵ月未満であるため財務諸表を6ヵ月毎に作成しており、2022年 3月16日から2022年 9月15日までを特定期間としております。

（貸借対照表に関する注記）

第14特定期間末 (2022年 3月15日現在)		第15特定期間末 (2022年 9月15日現在)	
*1. 当該特定期間の末日における受益権の総数	1,730,366,985口	*1. 当該特定期間の末日における受益権の総数	1,458,996,036口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額		2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	
元本の欠損	417,359,758円	元本の欠損	226,888,101円
*3. 当該特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額		*3. 当該特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たりの純資産額	0.7588円	1口当たりの純資産額	0.8445円
(10,000口当たりの純資産額	7,588円)	(10,000口当たりの純資産額	8,445円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第14特定期間 自 2021年 9月16日 至 2022年 3月15日	第15特定期間 自 2022年 3月16日 至 2022年 9月15日
*1. 分配金の計算過程 第79計算期間(2021年 9月16日～2021年10月15日) 費用控除後の配当等収A 7,477,391円 益額 費用控除後・繰越欠損B 0円 金補填後の有価証券売 買等損益額 収益調整金額 C 91,395,373円 分配準備積立金額 D 29,041,346円 当ファンドの分配対象E=A+B+C+D 127,914,110円 収益額 当ファンドの期末残存F 2,146,950,603口 口数 10,000口当たり収益分G=E/F*10,000 595円 配対象額 10,000口当たり分配金H 30円 額 収益分配金金額 I=F*H/10,000 6,440,851円 第80計算期間(2021年10月16日～2021年11月15日) 費用控除後の配当等収A 5,294,098円 益額 費用控除後・繰越欠損B 0円 金補填後の有価証券売 買等損益額 収益調整金額 C 80,822,537円 分配準備積立金額 D 27,008,089円 当ファンドの分配対象E=A+B+C+D 113,124,724円 収益額 当ファンドの期末残存F 1,897,108,634口 口数 10,000口当たり収益分G=E/F*10,000 596円 配対象額 10,000口当たり分配金H 30円 額 収益分配金金額 I=F*H/10,000 5,691,325円 第81計算期間(2021年11月16日～2021年12月15日) 費用控除後の配当等収A 5,208,415円 益額 費用控除後・繰越欠損B 0円 金補填後の有価証券売 買等損益額 収益調整金額 C 79,455,079円 分配準備積立金額 D 26,200,421円	*1. 分配金の計算過程 第85計算期間(2022年 3月16日～2022年 4月15日) 費用控除後の配当等収A 5,901,482円 益額 費用控除後・繰越欠損B 0円 金補填後の有価証券売 買等損益額 収益調整金額 C 74,040,393円 分配準備積立金額 D 23,757,551円 当ファンドの分配対象E=A+B+C+D 103,699,426円 収益額 当ファンドの期末残存F 1,713,969,428口 口数 10,000口当たり収益分G=E/F*10,000 605円 配対象額 10,000口当たり分配金H 30円 額 収益分配金金額 I=F*H/10,000 5,141,908円 第86計算期間(2022年 4月16日～2022年 5月16日) 費用控除後の配当等収A 4,710,275円 益額 費用控除後・繰越欠損B 0円 金補填後の有価証券売 買等損益額 収益調整金額 C 76,535,336円 分配準備積立金額 D 23,299,234円 当ファンドの分配対象E=A+B+C+D 104,544,845円 収益額 当ファンドの期末残存F 1,732,486,727口 口数 10,000口当たり収益分G=E/F*10,000 603円 配対象額 10,000口当たり分配金H 30円 額 収益分配金金額 I=F*H/10,000 5,197,460円 第87計算期間(2022年 5月17日～2022年 6月15日) 費用控除後の配当等収A 4,903,896円 益額 費用控除後・繰越欠損B 0円 金補填後の有価証券売 買等損益額 収益調整金額 C 72,843,449円 分配準備積立金額 D 21,310,838円

第14特定期間 自 2021年 9月16日 至 2022年 3月15日		第15特定期間 自 2022年 3月16日 至 2022年 9月15日	
当ファンドの分配対象E=A+B+C+D	110,863,915円	当ファンドの分配対象E=A+B+C+D	99,058,183円
収益額		収益額	
当ファンドの期末残存F	1,864,523,658口	当ファンドの期末残存F	1,639,274,764口
口数		口数	
10,000口当たり収益分G=E/F*10,000	594円	10,000口当たり収益分G=E/F*10,000	604円
配対象額		配対象額	
10,000口当たり分配金H	30円	10,000口当たり分配金H	30円
額		額	
収益分配金金額 I=F*H/10,000	5,593,570円	収益分配金金額 I=F*H/10,000	4,917,824円
第82計算期間(2021年12月16日～2022年 1月17日)		第88計算期間(2022年 6月16日～2022年 7月15日)	
費用控除後の配当等収A	6,058,366円	費用控除後の配当等収A	5,518,520円
益額		益額	
費用控除後・繰越欠損B	0円	費用控除後・繰越欠損B	0円
金補填後の有価証券売 買等損益額		金補填後の有価証券売 買等損益額	
収益調整金額 C	75,976,001円	収益調整金額 C	71,533,709円
分配準備積立金額 D	24,789,305円	分配準備積立金額 D	19,299,740円
当ファンドの分配対象E=A+B+C+D	106,823,672円	当ファンドの分配対象E=A+B+C+D	96,351,969円
収益額		収益額	
当ファンドの期末残存F	1,782,729,207口	当ファンドの期末残存F	1,578,663,032口
口数		口数	
10,000口当たり収益分G=E/F*10,000	599円	10,000口当たり収益分G=E/F*10,000	610円
配対象額		配対象額	
10,000口当たり分配金H	30円	10,000口当たり分配金H	30円
額		額	
収益分配金金額 I=F*H/10,000	5,348,187円	収益分配金金額 I=F*H/10,000	4,735,989円
第83計算期間(2022年 1月18日～2022年 2月15日)		第89計算期間(2022年 7月16日～2022年 8月15日)	
費用控除後の配当等収A	4,984,647円	費用控除後の配当等収A	4,963,897円
益額		益額	
費用控除後・繰越欠損B	0円	費用控除後・繰越欠損B	0円
金補填後の有価証券売 買等損益額		金補填後の有価証券売 買等損益額	
収益調整金額 C	75,175,595円	収益調整金額 C	68,393,207円
分配準備積立金額 D	25,023,103円	分配準備積立金額 D	18,707,839円
当ファンドの分配対象E=A+B+C+D	105,183,345円	当ファンドの分配対象E=A+B+C+D	92,064,943円
収益額		収益額	
当ファンドの期末残存F	1,758,738,579口	当ファンドの期末残存F	1,495,866,478口
口数		口数	
10,000口当たり収益分G=E/F*10,000	598円	10,000口当たり収益分G=E/F*10,000	615円
配対象額		配対象額	
10,000口当たり分配金H	30円	10,000口当たり分配金H	30円
額		額	
収益分配金金額 I=F*H/10,000	5,276,215円	収益分配金金額 I=F*H/10,000	4,487,599円
第84計算期間(2022年 2月16日～2022年 3月15日)		第90計算期間(2022年 8月16日～2022年 9月15日)	

第14特定期間 自 2021年 9月16日 至 2022年 3月15日		第15特定期間 自 2022年 3月16日 至 2022年 9月15日	
費用控除後の配当等収A	5,456,425円	費用控除後の配当等収A	3,945,742円
益額		益額	
費用控除後・繰越欠損B	0円	費用控除後・繰越欠損B	0円
金補填後の有価証券売 買等損益額		金補填後の有価証券売 買等損益額	
収益調整金額 C	74,076,485円	収益調整金額 C	66,942,891円
分配準備積立金額 D	24,288,207円	分配準備積立金額 D	18,563,894円
当ファンドの分配対象E=A+B+C+D	103,821,117円	当ファンドの分配対象E=A+B+C+D	89,452,527円
収益額		収益額	
当ファンドの期末残存F	1,730,366,985口	当ファンドの期末残存F	1,458,996,036口
口数		口数	
10,000口当たり収益分G=E/F*10,000	599円	10,000口当たり収益分G=E/F*10,000	613円
配対象額		配対象額	
10,000口当たり分配金H	30円	10,000口当たり分配金H	30円
額		額	
収益分配金金額 I=F*H/10,000	5,191,100円	収益分配金金額 I=F*H/10,000	4,376,988円

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

期 別	第14特定期間 自 2021年 9月16日 至 2022年 3月15日	第15特定期間 自 2022年 3月16日 至 2022年 9月15日
項 目		
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「（４）附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カウンターリスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。	同左

期 別 項 目	第14特定期間 自 2021年 9月16日 至 2022年 3月15日	第15特定期間 自 2022年 3月16日 至 2022年 9月15日
3.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、リスク管理部及びコンプライアンス部において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。	同左

2.金融商品の時価等に関する事項

期 別 項 目	第14特定期間末 (2022年 3月15日現在)	第15特定期間末 (2022年 9月15日現在)
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第14特定期間 自 2021年 9月16日 至 2022年 3月15日	第15特定期間 自 2022年 3月16日 至 2022年 9月15日
該当事項はありません。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

第15特定期間 自 2022年 3月16日 至 2022年 9月15日
該当事項はありません。

（その他の注記）

1. 元本の移動

第14特定期間末 (2022年 3月15日現在)	第15特定期間末 (2022年 9月15日現在)
投資信託財産に係る元本の状況	投資信託財産に係る元本の状況
期首元本額 2,228,387,478円	期首元本額 1,730,366,985円
期中追加設定元本額 50,137,364円	期中追加設定元本額 364,678,836円
期中一部解約元本額 548,157,857円	期中一部解約元本額 636,049,785円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の最終の計算期間の損益に含まれた評価差額

第14特定期間末（2022年 3月15日現在）

（単位：円）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	3,978,465
親投資信託受益証券	-
合計	3,978,465

第15特定期間末（2022年 9月15日現在）

（単位：円）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	7,904,127
親投資信託受益証券	-
合計	7,904,127

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

1. 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	N B ・ O A M優先リートファンド （為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）	1,285,014,924	1,210,098,553	
	計	銘柄数：1	1,285,014,924	1,210,098,553	
		組入時価比率：98.2%		100.0%	
	投資信託受益証券合計				1,210,098,553
親投資信託受益証券	日本円	マネー・リクイディティ・マザーファンド	6,944,115	6,942,031	
	計	銘柄数：1	6,944,115	6,942,031	
		組入時価比率：0.6%		100.0%	
	親投資信託受益証券合計				6,942,031
合計				1,217,040,584	

(注)1. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

2. 親投資信託受益証券及び投資信託受益証券の券面総額欄には、口数を表示しております。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

「米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジあり）」「米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジなし）」は、「マネー・リクイディティ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、当該マザーファンドの受益証券です。

マザーファンドの経理状況は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

マネー・リクイディティ・マザーファンド

貸借対照表

科 目	期 別	注記番 号	2022年 3月15日現在	2022年 9月15日現在
			金額	金額
資産の部				
流動資産				
金銭信託			1,061,983	1,563,010
コール・ローン			13,694,239	30,743,876
特殊債券			264,266,557	314,181,105
未収利息			309,051	498,835
前払費用			219,469	175,714
流動資産合計			279,551,299	347,162,540
資産合計			279,551,299	347,162,540
負債の部				
流動負債				
未払利息			5	37
その他未払費用			185	105
流動負債合計			190	142
負債合計			190	142
純資産の部				
元本等				
元本		*1	279,560,040	347,277,309
剰余金				
剰余金又は欠損金（ ）			8,931	114,911
元本等合計			279,551,109	347,162,398
純資産合計		*3	279,551,109	347,162,398
負債純資産合計			279,551,299	347,162,540

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項 目	期 別	自 2022年 3月16日 至 2022年 9月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法		特殊債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。ただし、償還日までの残存期間が1年以内の債券について、価格変動性が限定的で、償却原価法による評価が合理的であり、かつ受益者の利益を害しないと委託会社が判断した場合は、償却原価法によって評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準		有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

2022年 3月15日現在	2022年 9月15日現在
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数

2022年 3月15日現在		2022年 9月15日現在	
279,560,040口		347,277,309口	
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額		2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	
元本の欠損	8,931円	元本の欠損	114,911円
*3. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額		*3. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たりの純資産額	1.0000円	1口当たりの純資産額	0.9997円
(10,000口当たりの純資産額	10,000円)	(10,000口当たりの純資産額	9,997円)

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

期 別	自 2021年 9月16日 至 2022年 3月15日	自 2022年 3月16日 至 2022年 9月15日
項 目		
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。	同左

期 別 項 目	自 2021年 9月16日 至 2022年 3月15日	自 2022年 3月16日 至 2022年 9月15日
3.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、リスク管理部及びコンプライアンス部において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。	同左

2.金融商品の時価等に関する事項

期 別 項 目	2022年 3月15日現在	2022年 9月15日現在
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

（その他の注記）

1.元本の移動

2022年 3月15日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2021年 9月16日
期首元本額	143,036,595円
期首より2022年 3月15日までの追加設定元本額	139,509,175円

2022年 3月15日現在	
期首より2022年 3月15日までの一部解約元本額	2,985,730円
期末元本額	279,560,040円
2022年 3月15日現在の元本の内訳（＊）	
欧州ハイ・イールド債券オープン（毎月決算型）円コース	26,700,315円
欧州ハイ・イールド債券オープン（毎月決算型）ユーロコース	94,638,188円
米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジあり）	1,295,140円
米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジなし）	13,944,816円
欧州ハイ・イールド債券オープン（１年決算型）円コース	2,203,110円
欧州ハイ・イールド債券オープン（１年決算型）ユーロコース	6,168,430円
米国ネクストビジョンファンド（為替ヘッジあり）	6,808,354円
米国ネクストビジョンファンド（為替ヘッジなし）	127,801,687円
E S G 海洋関連株式ファンド	- 円

2022年 9月15日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2022年 3月16日
期首元本額	279,560,040円
期首より2022年 9月15日までの追加設定元本額	75,368,036円
期首より2022年 9月15日までの一部解約元本額	7,650,767円
期末元本額	347,277,309円
2022年 9月15日現在の元本の内訳（＊）	
欧州ハイ・イールド債券オープン（毎月決算型）円コース	26,700,315円
欧州ハイ・イールド債券オープン（毎月決算型）ユーロコース	94,638,188円
米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジあり）	645,074円
米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジなし）	6,944,115円
欧州ハイ・イールド債券オープン（１年決算型）円コース	3,203,311円
欧州ハイ・イールド債券オープン（１年決算型）ユーロコース	10,069,212円
米国ネクストビジョンファンド（為替ヘッジあり）	9,848,737円
米国ネクストビジョンファンド（為替ヘッジなし）	191,827,915円
E S G 海洋関連株式ファンド	3,400,442円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

2022年 3月15日現在

（単位：円）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
特殊債券	373,065

合計	373,065
----	---------

2022年 9月15日現在

（単位：円）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
特殊債券	377,577
合計	377,577

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

附属明細表

1. 有価証券明細表
株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
特殊債券	日本円	第 2 回政府保証新関西国際空港債券	50,000,000	50,365,374	
		第 1 7 5 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	50,000,000	50,052,245	
		第 1 8 0 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	50,000,000	50,111,350	
		第 1 8 2 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	50,000,000	50,172,475	
		第 4 0 回政府保証地方公共団体金融機構債券	3,000,000	3,000,256	
		第 4 1 回政府保証地方公共団体金融機構債券	4,000,000	4,002,926	
		第 4 2 回政府保証地方公共団体金融機構債券	56,000,000	56,081,844	
		第 5 1 回政府保証地方公共団体金融機構債券	50,000,000	50,394,635	
	計	銘柄数：8 組入時価比率：90.5%	313,000,000	314,181,105 100.0%	
合計				314,181,105	

(注)1. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

2.デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

N B・O A M優先リートファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）

○損益の状況

項 目	第64期	第65期	第66期	第67期	第68期	第69期
	2022年3月9日～ 2022年4月8日	2022年4月9日～ 2022年5月9日	2022年5月10日～ 2022年6月8日	2022年6月9日～ 2022年7月8日	2022年7月9日～ 2022年8月8日	2022年8月9日～ 2022年9月8日
	円	円	円	円	円	円
(A) 有価証券売買損益	1,736,821	△ 8,270,503	1,757,009	△ 2,887,242	7,544,399	△ 8,144,754
売買益	12,291,067	680,751	24,757,887	848,537	7,753,161	9,199,086
売買損	△10,554,246	△ 8,951,254	△23,000,878	△ 3,735,779	△ 208,762	△17,343,840
(B) 信託報酬等	△ 167,918	△ 165,089	△ 151,310	△ 145,751	△ 148,724	△ 154,573
(C) 当期繰越損益金(A+B)	1,568,903	△ 8,435,592	1,605,699	△ 3,032,993	7,395,675	△ 8,299,327
(D) 前期繰越損益金	△40,888,027	△39,571,302	△45,128,338	△40,626,002	△44,306,296	△37,496,279
(E) 追加信託差損益金	△ 2,297,227	△ 2,388,052	△ 2,210,239	△ 2,579,450	△ 2,579,450	△ 2,641,093
(配当等相当額)	(3,854,436)	(3,838,755)	(3,553,947)	(2,976,164)	(2,979,615)	(2,917,972)
(売買損益相当額)	(△ 6,151,663)	(△ 6,226,807)	(△ 5,764,186)	(△ 5,555,614)	(△ 5,559,065)	(△ 5,559,065)
(F) 計(C+D+E)	△41,616,351	△50,394,946	△45,732,878	△46,238,445	△39,490,071	△48,436,699
(G) 収益分配金	△ 759,569	△ 752,012	△ 696,021	△ 647,301	△ 647,301	△ 647,301
次期繰越損益金(F+G)	△42,375,920	△51,146,958	△46,428,899	△46,885,746	△40,137,372	△49,084,000
追加信託差損益金	△ 2,297,227	△ 2,388,052	△ 2,564,011	△ 2,579,450	△ 2,641,093	△ 3,263,259
(配当等相当額)	(3,875,704)	(3,839,862)	(3,200,175)	(2,979,615)	(2,917,972)	(2,295,806)
(売買損益相当額)	(△ 6,172,931)	(△ 6,227,914)	(△ 5,764,186)	(△ 5,559,065)	(△ 5,559,065)	(△ 5,559,065)
分配準備積立金	593,330	90,247	—	390,821	—	—
繰越損益金	△40,672,023	△48,849,153	△43,864,888	△44,697,117	△37,496,279	△45,820,741

○組入資産の明細

(2022年9月8日現在)

親投資信託残高

銘 柄	第 63 期 末	第 69 期 末
	口 数	口 数 評 価 額
	千口	千円
N B・O A M優先リート・マザーファンド	129,725	91,990 123,129

N B・O A M優先リートファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）

○損益の状況

項 目	第64期	第65期	第66期	第67期	第68期	第69期
	2022年3月9日～ 2022年4月8日	2022年4月9日～ 2022年5月9日	2022年5月10日～ 2022年6月8日	2022年6月9日～ 2022年7月8日	2022年7月9日～ 2022年8月8日	2022年8月9日～ 2022年9月8日
	円	円	円	円	円	円
(A) 有価証券売買損益	105,019,956	4,780,981	41,775,358	2,025,960	70,730,573	1,912,415
売買益	106,752,459	5,324,625	42,587,147	2,549,511	74,068,338	2,227,409
売買損	△ 1,732,503	△ 543,644	△ 811,789	△ 523,551	△ 3,337,765	△ 314,994
(B) 信託報酬等	△ 921,503	△ 935,090	△ 890,408	△ 872,161	△ 892,693	△ 873,124
(C) 当期損益金(A+B)	104,098,453	3,845,891	40,884,950	1,153,799	69,837,880	1,039,291
(D) 前期繰越損益金	△165,135,845	△ 65,284,066	△ 64,623,446	△ 28,542,823	△ 29,340,402	34,351,649
(E) 追加信託差損益金	△ 97,241,255	△ 99,805,376	△ 96,078,313	△ 99,449,076	△ 88,748,823	△ 87,756,074
(配当等相当額)	(15,205,293)	(15,573,265)	(15,054,964)	(15,182,286)	(13,820,054)	(14,457,480)
(売買損益相当額)	(△112,446,548)	(△115,378,641)	(△111,133,277)	(△114,631,362)	(△102,568,877)	(△102,213,554)
(F) 計(C+D+E)	△158,278,647	△161,243,551	△119,816,809	△126,838,100	△ 48,251,345	△ 52,365,134
(G) 収益分配金	△ 6,027,405	△ 6,080,713	△ 5,837,470	△ 5,881,056	△ 5,240,335	△ 5,209,520
次期繰越損益金(F+G)	△164,306,052	△167,324,264	△125,654,279	△132,719,156	△ 53,491,680	△ 57,574,654
追加信託差損益金	△ 97,241,255	△ 99,805,376	△ 96,078,313	△ 99,449,076	△ 88,748,823	△ 87,756,074
(配当等相当額)	(15,205,293)	(15,672,563)	(15,064,018)	(15,445,994)	(13,840,732)	(14,485,499)
(売買損益相当額)	(△112,446,548)	(△115,477,939)	(△111,142,331)	(△114,895,070)	(△102,589,555)	(△102,241,573)
分配準備積立金	6,595,998	3,235,158	137,188	6,198,472	35,257,143	30,181,420
繰越損益金	△ 73,660,795	△ 70,754,046	△ 29,713,154	△ 39,468,552	—	—

○組入資産の明細

(2022年9月8日現在)

親投資信託残高

銘 柄	第 63 期 末	第 69 期 末	
	口 数	口 数	評 価 額
	千口	千口	千円
NB・OAM優先リート・マザーファンド	1,141,507	934,814	1,251,249

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジあり）

（2022年 9月30日現在）

資産総額	103,811,509円
負債総額	5,806,243円
純資産総額（ - ）	98,005,266円
発行済数量	153,799,112口
1 単位当たり純資産額（ / ）	0.6372円

米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジなし）

（2022年 9月30日現在）

資産総額	1,153,757,130円
負債総額	3,698,343円
純資産総額（ - ）	1,150,058,787円
発行済数量	1,446,100,331口
1 単位当たり純資産額（ / ）	0.7953円

（参考）マネー・リクイディティ・マザーファンド

（2022年 9月30日現在）

資産総額	347,148,336円
負債総額	3,900,185円
純資産総額（ - ）	343,248,151円
発行済数量	343,375,747口
1 単位当たり純資産額（ / ）	0.9996円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料
該当事項はありません。
- 受益者等に対する特典
該当事項はありません。
- 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

該当事項はありません。

■ 受益権について

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

○ 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

○ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○ 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（2022年11月末日現在）

資本金の額	60億284千円
会社が発行する株式の総数	2,600,000株
発行済株式の総数	1,132,101株
最近5年間ににおける主な資本金の額の増減	あり

年月日	変更後（変更前）
2022年11月30日	60億284千円（10億円）

（2）委託会社の機構（2022年9月末日現在）

委託会社の意思決定機構

委託会社は、12名以内で構成される取締役会により運営されます。

取締役は、委託会社の株主であることを要しません。

取締役は、株主総会において株主によって選任され、その任期は選任後2年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。

取締役会は、社長1名を選定するほか、会長、副社長、専務取締役、および常務取締役を若干名選任することができます。また、取締役会は取締役の中から代表取締役を若干名選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として、社長が招集します。取締役会の議長は、原則として、社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席したうえで、出席した取締役の過半数をもって決します。

運用の意思決定機構

運用委員会は、月1回、運用本部が開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。

また、運用に関する内規の制定及び改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。委員長は審議・検討結果を取締役会へ報告します。

運用戦略会議は、月1回、運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略について検討を行います。

ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画に基づいて、運用の指図を行います。

運用分析会議は、月1回、運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、および運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用本部にフィードバックを行います。

売買分析会議は、月1回、運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、リスク管理部、トレーディング部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。

2【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）及びその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言・代理業を行っています。

2022年9月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は以下のとおりです。（親投資信託を除く。）

種類	本数（本）	純資産総額(億円)
追加型株式投資信託	148	9,222
追加型公社債投資信託	3	2,952
単位型株式投資信託	42	709
単位型公社債投資信託	6	127
合計	199	13,010

純資産総額について、億円未満を切り捨てているため、合計と合わない場合があります。

3【委託会社等の経理状況】

（１）当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

（２）当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 (2021年3月31日現在)	当事業年度 (2022年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,289,865	7,694,938
有価証券	9,581	476
短期貸付金	2 5,000,000	2 5,000,000
未収委託者報酬	983,794	1,104,368
未収運用受託報酬	190,144	10,322
未収投資助言報酬	11,876	11,876
前払費用	75,082	71,721
未収収益	24,653	21,958
その他の流動資産	5,081	1,907
流動資産合計	13,590,079	13,917,570
固定資産		
有形固定資産		

建物	1	206,911	1	195,033
器具備品	1	39,014	1	33,602
有形固定資産合計		245,926		228,636
無形固定資産				
ソフトウェア		13,821		33,989
電話加入権		2,122		2,122
無形固定資産合計		15,944		36,112
投資その他の資産				
投資有価証券		1,456,717		1,405,875
親会社株式		382,470		313,778
長期差入保証金		232,354		257,464
前払年金費用		22,969		41,704
その他		24,980		24,980
貸倒引当金		14,510		14,510
投資その他の資産合計		2,104,981		2,029,292
固定資産合計		2,366,852		2,294,040
資産合計		15,956,931		16,211,610

	前事業年度 (2021年3月31日現在)	当事業年度 (2022年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	56,838	5,632
未払金	544,401	562,759
未払収益分配金	1	—
未払償還金	5,001	5,001
未払手数料	437,638	553,011
その他未払金	101,760	4,746
未払費用	223,730	240,442
未払法人税等	40,795	100,675
未払消費税等	50,055	62,522
賞与引当金	16,900	16,000
流動負債合計	932,720	988,031
固定負債		
退職給付引当金	307,698	303,215
役員退職慰労引当金	13,980	17,320
資産除去債務	91,515	92,457
繰延税金負債	78,590	33,150
固定負債合計	491,784	446,143
負債合計	1,424,505	1,434,175
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	566,500	566,500
資本剰余金合計	566,500	566,500
利益剰余金		
利益準備金	179,830	179,830
その他利益剰余金		
別途積立金	5,718,662	5,718,662

繰越利益剰余金	6,707,859	7,083,746
利益剰余金合計	12,606,351	12,982,238
株主資本合計	14,172,851	14,548,738
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	359,574	228,697
評価・換算差額等合計	359,574	228,697
純資産合計	14,532,426	14,777,435
負債・純資産合計	15,956,931	16,211,610

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）	当事業年度 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
営業収益		
委託者報酬	8,831,385	9,416,174
運用受託報酬	188,026	19,672
投資助言報酬	28,152	27,600
営業収益合計	9,047,564	9,463,447
営業費用		
支払手数料	4,017,029	4,176,894
広告宣伝費	135,571	119,199
公告費	240	0
受益権管理費	16,218	16,147
調査費	1,768,008	2,125,996
調査費	272,791	288,304
委託調査費	1,495,216	1,837,692
委託計算費	244,844	257,289
営業雑経費	328,836	294,253
通信費	59,718	60,150
印刷費	200,800	159,554
諸経費	57,894	62,833
協会費	6,928	5,610
諸会費	3,494	6,103
営業費用合計	6,510,749	6,989,781
一般管理費		
給料	1,260,048	1,307,294
役員報酬	105,110	97,380
給料・手当	1,152,002	1,205,457
賞与	2,935	4,457
交際費	4,076	3,647
寄付金	16,469	15,363
旅費交通費	6,962	9,803
租税公課	40,969	41,340
不動産賃借料	217,213	232,838
賞与引当金繰入	16,900	15,818
退職給付費用	48,562	33,420
役員退職慰労引当金繰入	5,530	3,890
固定資産減価償却費	39,795	36,678

諸経費	352,900	329,172
一般管理費合計	2,009,428	2,029,266
営業利益	527,385	444,399

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
営業外収益				
受取配当金	1	35,827	1	33,968
受取利息	1	8,510	1	23,484
約款時効収入		2		1
受取補償金		44,425		38
債務時効益		—		63,645
雑益		24,496		5,427
営業外収益合計		113,262		126,566
営業外費用				
固定資産除却損	2	1,915	2	310
為替差損		17		91
支払補償費		44,425		38
雑損		184		—
営業外費用合計		46,543		439
経常利益		594,104		570,526
特別利益				
投資有価証券売却益		2,391		10,612
投資有価証券償還益		142		1,331
特別利益合計		2,534		11,943
特別損失				
有価証券償還損		35,746		1,445
投資有価証券売却損		71		4,071
特別損失合計		35,817		5,516
税引前当期純利益		560,821		576,953
法人税、住民税及び事業税		151,528		166,557
法人税等調整額		62,241		12,320
法人税等合計		213,769		178,878
当期純利益		347,051		398,074

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	その他有価 証券評価差 額金	評価・換 算差額等 合計		
		資本準 備金	資本剰余 金合計	利益準 備金	その他利益剰余金	利益剰余金 合計					
					別途積立 金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	6,382,996	12,281,488	13,847,988	182,899	182,899	14,030,887
当期変動額											

剰余金の配当						22,188	22,188	22,188			22,188
当期純利益						347,051	347,051	347,051			347,051
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									176,675	176,675	176,675
当期変動額合計	-	-	-	-	-	324,863	324,863	324,863	176,675	176,675	501,538
当期末残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	6,707,859	12,606,351	14,172,851	359,574	359,574	14,532,426

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計		
		資本準 備金	資本剰余 金合計	利益準 備金	その他利益剰余金						利益剰余金 合計
					別途積立 金	繰越利益 剰余金					
当 期 首 残 高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	6,707,859	12,606,351	14,172,851	359,574	359,574	14,532,426
当 期 変 動 額											
剰 余 金 の配当						22,188	22,188	22,188			22,188
当 期 純 利益						398,074	398,074	398,074			398,074
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額（ 純 額）									130,877	130,877	130,877
当 期 変 動 額合計	-	-	-	-	-	375,886	375,886	375,886	130,877	130,877	245,009
当 期 末 残 高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	7,083,746	12,982,238	14,548,738	228,697	228,697	14,777,435

[注記事項]

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

市場価格のない株式等

総平均法による原価法

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法により償却しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15～18年

器具備品 4～15年

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次事業年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約に基づく主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は次のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、投資信託財産の日々の純資産総額に対する一定割合として日々認識され計上します。成功報酬は、一部の投資信託につき、契約で指定された日に一定の条件を満たし支払われることが確定した時点で認識され計上します。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約残高に個別の契約で定めた報酬料率を乗じて算出された金額を日々認識し計上します。成功報酬は、個別の契約で定める水準を上回る超過運用益に対して支払われることが確定した時点で認識され計上します。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約に基づき、個別の契約で定める契約残高に報酬料率を乗じて算出された金額を日々認識し、計上します。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（重要な会計上の見積り）

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産（負債）

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金負債 33,150千円

上記の繰延税金負債33,150千円は、繰延税金資産118,868千円と繰延税金負債152,018千円の相殺後の金額であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって認識しております。また、既に計上した繰延税金資産については、その回収可能性を每期検討し、内容の見直しを行っております。

なお、課税所得の見積りは、将来の不確実な相場環境の変動や会社の経営状況などによって認識する金額に重要な影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌事業年度以降の財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。当該会計方針の変更による影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。なお、財務諸表に与える影響はありません。また、「金融商品関係注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

(貸借対照表関係)

1有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
建物	49,633千円	61,735千円
器具備品	124,718 "	114,517 "
計	174,351 "	176,253 "

2関係会社に対する資産及び負債

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
短期貸付金	5,000,000千円	5,000,000千円

(損益計算書関係)

1各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
受取配当金	12,720千円	12,720千円
受取利息	7,790千円	22,834千円

2固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
器具備品	470千円	310千円
ソフトウェア	1,445千円	—

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式（株）	554,701	—	—	554,701
自己株式				
普通株式（株）	—	—	—	—

2. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月23日 定時株主総会	普通株式	22,188	40	2020年3月31日	2020年6月24日

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月22日 定時株主総会	普通株式	22,188	利益剰余金	40	2021年3月31日	2021年6月23日

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式（株）	554,701	—	—	554,701
自己株式				
普通株式（株）	—	—	—	—

2. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月22日 定時株主総会	普通株式	22,188	40	2021年3月31日	2021年6月23日

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
----	-------	----------------	------------	-----------------	-----	-------

2022年6月21日 定時株主総会	普通株式	22,188	利益剰余金	40	2022年3月31日	2022年6月22日
----------------------	------	--------	-------	----	------------	------------

（リース取引関係）

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
1年以内	169,753	252,205
1年超	—	945,769
合計	169,753	1,197,974

(注) 定期建物賃貸借契約における契約期間内の地代家賃を記載しております。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、金融商品取引法に定める投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業を営んでおります。これらの事業を当社では、自己資金で行っております。

一方、資金運用については、短期的な預金及び債券、投資有価証券での運用を行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する主な金融資産は現金及び預金、有価証券、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、投資有価証券、親会社株式及び差入保証金であります。

預金は預入先金融機関の信用リスクに晒されております。有価証券、投資有価証券及び親会社株式は発行体の信用リスクやマーケットリスク等に晒されております。未収委託者報酬は投資信託財産中から当社（委託者）が得られる報酬であり、未収であるものであります。差入保証金は、主に本店の賃貸に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

金融負債の主なものは、未払金（未払手数料）、未払法人税等であります。未払金（未払手数料）は委託者報酬中から当社が販売会社に支払うべき手数料であり、未払いのものであります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

当社は経営の健全化及び経営資源の効率化を目的として、リスク管理体制の強化を図り、適切なリスク・コントロールに努めております。金融資産に関わる信用リスク、マーケットリスク等を管理するため、社内規程等に従い、ポジション枠や与信枠等の適切な管理に努めております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2021年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券	9,581	9,581	—
(2) 投資有価証券	902,856	902,856	—
(3) 親会社株式	382,470	382,470	—
(4) 長期差入保証金	232,354	232,146	208

「現金及び預金」、「短期貸付金」、「未収委託者報酬」、「未払金（未払手数料）」等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と近似するものであることから、記載を省略しております。

「差入保証金」は、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしております。

（注）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

	前事業年度
非上場株式	553,861

当事業年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券	476	476	—
(2) 投資有価証券	852,014	852,014	—
(3) 親会社株式	313,778	313,778	—
(4) 長期差入保証金	257,464	257,237	226

「現金及び預金」、「短期貸付金」、「未収委託者報酬」、「未払金（未払手数料）」等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と近似するものであることから、記載を省略しております。

「差入保証金」は、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしております。

（注）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

（単位：千円）

	当事業年度
非上場株式	553,861

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

	時価
--	----

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	336,529	—	—	336,529
親会社株式	313,778	—	—	313,778
差入保証金	—	257,237	—	257,237

なお投資信託の時価は上記に含まれておりません。投資信託の貸借対照表計上額は515,485千円であり
ます。

(2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

「現金及び預金」、「短期貸付金」、「未収委託者報酬」、「未払金（未払手数料）」等は、短期間で
決済されるため、時価は帳簿価格と近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

投資有価証券、親会社株式

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表
する価格等によっております。

(注2) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

株式等については、主たる取引所の最終価格を時価としており、レベル1の時価に分類しておりま
す。

差入保証金については、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリー
レートで割引率を算出し割引計算をしており、レベル2の時価に分類しております。

(注3) 市場価格のない株式等(非上場株式等)については次のとおりであり、投資有価証券には含まれておりま
せ

ん。

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
非上場株式	553,861	553,861

非上場株式については市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会
計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2021年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	7,289,865	—	—	—
短期貸付金	5,000,000	—	—	—
未収委託者報酬	983,794	—	—	—
未収運用受託報酬	190,144	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの その他	9,581	321,572	95,197	—
長期差入保証金	—	6,016	—	226,338
合計	8,283,240	327,589	95,197	226,338

当事業年度（2022年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	7,694,938	—	—	—
短期貸付金	5,000,000	—	—	—
未収委託者報酬	1,104,368	—	—	—
未収運用受託報酬	10,322	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの その他	476	426,160	75,556	—
長期差入保証金	—	5,259	—	252,205
合計	13,810,106	431,419	75,556	252,205

（有価証券関係）

１．その他有価証券

前事業年度（2021年3月31日）

（単位：千円）

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	（１）株式	829,362	328,806	500,556
	（２）債券 国債・地方債等	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	（３）その他	190,199	163,000	27,199
小計		1,019,562	491,806	527,756
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	（１）株式	11,830	12,350	520
	（２）債券 国債・地方債等	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	（３）その他	263,515	272,483	8,968
小計		275,345	284,833	9,488
合計		1,294,908	776,639	518,268

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 553,861千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

当事業年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	（１）株式	641,142	328,806	312,336
	（２）債券 国債・地方債等	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	（３）その他	337,149	293,300	43,849
小計		978,292	622,106	356,186
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	（１）株式	9,165	12,350	3,185
	（２）債券 国債・地方債等	—	—	—
	社債	—	—	—

	その他 (3) その他	— 178,812	— 202,183	— 23,371
小計		187,977	214,533	26,556
合計		1,166,269	836,639	329,629

（注）市場価格のない株式等（非上場株式等）は、上表には含まれておりません。

（（金融商品関係）2.金融商品の時価等に関する事項(注)及び、3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項（注3）に記載の通りであります。）

2．事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自2020年4月1日 至2021年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
(3) その他	40,320	2,391	71
合計	40,320	2,391	71

当事業年度（自2021年4月1日 至2022年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
(3) その他	178,540	10,612	4,071
合計	178,540	10,612	4,071

3．減損処理を行った有価証券

前事業年度（自2020年4月1日 至2021年3月31日）

該当ありません。

当事業年度（自2021年4月1日 至2022年3月31日）

該当ありません。

時価のある株式等については、決算日の時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、原則として減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合には、回復可能性があるものと認められるものを除き、減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概要

当社の退職給付制度は、確定拠出年金制度（証券総合型DC岡三プラン）、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度から構成されております。

2．確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
退職給付債務の期首残高	578,531	559,931
勤務費用	44,495	45,923
利息費用	173	559
数理計算上の差異の発生額	6,627	36,251
退職給付の支払額	69,896	53,330
退職給付債務の期末残高	559,931	589,334

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
年金資産の期首残高	328,129	369,840
期待運用収益	1,640	1,849
数理計算上の差異の発生額	59,538	21,250
事業主からの拠出額	14,753	17,960
退職給付の支払額	34,222	29,783
年金資産の期末残高	369,840	381,116

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	270,879	284,316
年金資産	369,840	381,116
	98,960	96,800
非積立型制度の退職給付債務	289,051	305,018
未積立退職給付債務	190,090	208,218
未認識数理計算上の差異	94,638	53,292
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	284,729	261,510
退職給付引当金	307,698	303,215
前払年金費用	22,969	41,704
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	284,729	261,510

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
勤務費用	44,495	45,923
利息費用	173	559
期待運用収益	1,640	1,849
数理計算上の差異の費用処理額	7,126	26,345
確定給付制度に係る退職給付費用	35,901	18,288

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	当事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
株式	40.2%	40.4%
一般勘定	27.7%	26.7%
債券	18.8%	19.3%
その他	13.3%	13.6%
合計	100.0%	100.0%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は、保有する年金資産のポートフォリオ、過去の運用実績、運用方針、及び市場の動向等を考慮し設定しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
割引率	0.10%	0.21%
長期期待運用収益率	0.50%	0.50%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度11,732千円、当事業年度14,203千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	94,217	92,844
役員退職慰労引当金	4,280	5,303
賞与引当金	5,174	4,899
ゴルフ会員権評価損	918	918
貸倒引当金	4,442	4,442
その他有価証券評価差額金	2,905	8,131
投資有価証券評価損	2,817	2,817
資産除去債務	28,022	28,310
未払事業税	5,326	8,308
未払不動産賃借料	8,910	—
その他	5,145	4,822
繰延税金資産小計	162,162	160,799
評価性引当額	40,619	41,930
繰延税金資産の合計	121,542	118,868

繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	161,598	109,064
未収配当金	6,822	6,043
資産除去債務に対応する除去費用	24,678	24,141
前払年金費用	7,033	12,769
繰延税金負債の合計	200,133	152,018
繰延税金資産(負債)の純額	78,590	33,150

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
法定実効税率	30.62%	—
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.24%	—
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.38%	—
住民税均等割等	0.41%	—
評価性引当額の増減	7.24%	—
その他	0.01%	—
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.12%	—

(注) 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本店の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から50年と見積り、割引率は1.030%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
期首残高	90,582	91,515
有形固定資産の取得に伴う増加額	—	—
時の経過による調整額	923	942
資産除去債務の履行による減少額	—	—
期末残高	91,515	92,457

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

委託者報酬	9,416,174
残高報酬	9,318,471
成功報酬	97,703
運用受託報酬	19,672
投資助言報酬	27,600

合計	9,463,447
----	-----------

（２）収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、（重要な会計方針）４．収益及び費用の計上基準 に記載のとおりであります。

（３）当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権は、以下のとおりであります。

（単位：千円）

未収委託者報酬	1,104,368
未収運用受託報酬	10,322
未収投資助言報酬	11,876
合計	1,126,567

（セグメント情報等）

１．セグメント情報

（１）報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお、「投資顧問部門」のセグメントの売上高、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。

報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

（２）報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

（３）報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度（自2020年4月1日 至2021年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自2021年4月1日 至2022年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

（４）報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

前事業年度（自2020年4月1日 至2021年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自2021年4月1日 至2022年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

前事業年度（自2020年4月1日 至2021年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当事業年度（自2021年4月1日 至2022年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	株式会社 岡三証券	東京都	18,589,682	証券業	被所有 直接	直接の親会 社	資金貸付	5,000,000	短期 貸付 金	5,000,000

	グループ	中央区			31.5%	資金貸付			未収 利息	2,189
同一の親会社 を持つ会社	岡三証券 株式会社	東京都 中央区	5,000,000	証券業	被所有 直 接 3.4%	当社ファン ドの募集取 扱	支払手数料 の支払 (注2)	2,124,634 (注1)	未 払 手 数 料	242,218 (注1)

- (注) 1. 上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針
過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。
3. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	株式会社 岡三証券 グループ	東京都 中央区	18,589,682	証券業	被所有 直接 31.5%	直接の親会 社 資金貸付	資金貸付	5,000,000	短 期 貸 付 金	5,000,000
									未収 利息	2,016
同一の親会社 を持つ会社	岡三証券 株式会社	東京都 中央区	5,000,000	証券業	被所有 直 接 3.4%	当社ファン ドの募集取 扱	支払手数料 の支払 (注2)	2,358,137 (注1)	未 払 手 数 料	382,839 (注1)

- (注) 1. 上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針
過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。
3. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
4. 2022年1月1日付で岡三証券株式会社は、当該株式会社の兄弟会社である岡三オンライン証券株式会社を吸収合併したため、取引金額には合併前の岡三オンライン証券株式会社との取引金額が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社岡三証券グループ（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
1株当たり純資産額	26,198円66銭	26,640円36銭
1株当たり当期純利益金額	625円65銭	717円63銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
当期純利益金額	347,051千円	398,074千円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益	347,051千円	398,074千円
普通株式の期中平均株式数	554,701株	554,701株

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
純資産の部の合計額	14,532,426千円	14,777,435千円
純資産の部から控除する合計額	—	—
普通株式に係る期末の純資産額	14,532,426千円	14,777,435千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数	554,701株	554,701株

(重要な後発事象)

[親会社による完全子会社化の方針の決定]

当社の親会社である株式会社岡三証券グループにて2022年5月26日に開催された取締役会において、2023年3月期中を目途に、株式交換及び株式の現物配当の方法により、当社を含めた同社の子会社6社の完全子会社化を進める方針が決定されました。

これにより、当社は、同社の完全子会社となる予定です。

[親会社における当社の合併会社化に向けた基本合意書の締結]

当社の親会社である株式会社岡三証券グループは、2022年5月27日にSBIホールディングス株式会社との間で、当社の合併会社化に向けた基本合意書を締結いたしました。

合併会社化の実施時期は、2023年3月末までを目途としております。最終合意に至った場合、SBIホールディングス株式会社は同社の子会社等を通じて当社の第三者割当増資を引き受ける方法により株式の51%を取得し、その結果、株式会社岡三証券グループは当社のその他の関係会社となる予定です。

当社の第三者割当増資前後における株式会社岡三証券グループの所有株式数および総株主の議決権に対する割合（予定）は以下のとおりであります。

	増資前	増資後（予定）
被所有株式数	554,701株	554,701株
総株主の議決権に対する割合	() 100.0%	49.0%
当社との関係	親会社	その他の関係会社

()(重要な後発事象)[親会社による完全子会社化の方針の決定]に記載の完全子会社化後の議決権割合であります。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ

取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（１）定款の変更等

2022年11月30日付で、株式の譲渡制限、優先株式の発行と優先株式に係る優先配当、非業務執行取締役の責任限定契約等に関する定款変更を行いました。

また、2023年7月1日付で、商号の変更（新商号 ＳＢＩ岡三アセットマネジメント株式会社）に関する定款変更を行います。

（２）訴訟事件その他の重要事項

岡三アセットマネジメント株式会社は、ＳＢＩホールディングス株式会社の完全子会社であるＳＢＩファイナンシャルサービシーズ株式会社に第三者割当増資を行い、2022年11月30日付で、ＳＢＩホールディングス株式会社の連結子会社並びに株式会社岡三証券グループの持分法適用関連会社となりました。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）「受託会社」

三井住友信託銀行株式会社

資本金の額

2022年3月末日現在、342,037百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

（２）「販売会社」（資本金の額は、2022年3月末日現在）

名称	資本金の額（百万円）	事業の内容
岡三証券株式会社	5,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三にいがた証券株式会社	852	
阿波証券株式会社	100	
三縁証券株式会社	150	

2【関係業務の概要】

（１）「受託会社」は、主に以下の業務を行います。

投資信託財産の保管、管理及び計算

委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分

（２）「販売会社」は、主に以下の業務を行います。

受益権の募集の取扱い

収益分配金の再投資

収益分配金、償還金及び解約金の支払いの取扱い

投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）、運用報告書の交付の取扱い

解約請求の受付、買取請求の受付・実行

3【資本関係】

（持株比率5.0%以上を記載します。）

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2022年 3月25日	臨時報告書
2022年 6月10日	有価証券届出書
2022年 6月10日	有価証券報告書
2022年 6月24日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2022年6月21日

岡三アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	榎倉昭夫
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大橋 睦

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第58期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 重要な後発事象（親会社による完全子会社化の方針の決定）に記載されているとおり、会社の親会社である株式会社岡三証券グループにて2022年5月26日に開催された取締役会において、会社の完全子会社化を進める方針が決定されている。
2. 重要な後発事象（親会社における当社の合併会社化に向けた基本合意書の締結）に記載されているとおり、会社の親会社である株式会社岡三証券グループは2022年5月27日にSBIホールディングス株式会社との間で会社の合併会社化に向けた基本合意書を締結している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表

を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年11月10日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人
東京事務所指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 榎倉昭夫指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 猿渡裕子

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジあり）」の2022年3月16日から2022年9月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジあり）」の2022年9月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年11月10日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人
東京事務所指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 榎倉昭夫指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 猿渡裕子

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジなし）」の2022年3月16日から2022年9月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「米国優先リートオープン（毎月決算型）（為替ヘッジなし）」の2022年9月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。